

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2017-531273

(P2017-531273A)

(43) 公表日 平成29年10月19日(2017.10.19)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 50/18 (2012.01)	G06Q 50/18 310	5L049
G06Q 30/08 (2012.01)	G06Q 30/08	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 63 頁)

(21) 出願番号 特願2017-533662 (P2017-533662)
 (86) (22) 出願日 平成27年9月14日 (2015. 9. 14)
 (85) 翻訳文提出日 平成29年5月10日 (2017. 5. 10)
 (86) 国際出願番号 PCT/AU2015/000567
 (87) 国際公開番号 W02016/037229
 (87) 国際公開日 平成28年3月17日 (2016. 3. 17)
 (31) 優先権主張番号 2014903651
 (32) 優先日 平成26年9月12日 (2014. 9. 12)
 (33) 優先権主張国 オーストラリア (AU)
 (31) 優先権主張番号 631653
 (32) 優先日 平成26年9月12日 (2014. 9. 12)
 (33) 優先権主張国 ニュージーランド (NZ)

(71) 出願人 517085561
 ビーアイアイピー・ホールディングス・ピー
 ティーワイ・リミテッド
 オーストラリア・ニューサウスウェールズ
 ・2010・サリー・ヒルズ・キパックス
 ・ストリート・64-76・スイート・4
 04
 (74) 代理人 100108453
 弁理士 村山 靖彦
 (74) 代理人 100110364
 弁理士 実広 信哉
 (74) 代理人 100133400
 弁理士 阿部 達彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 クリエイティブ制作物の契約上の権利を確立して取引するためのコンピュータ化されたシステム及び方法

(57) 【要約】

提案されたクリエイティブ制作物作品の一部または属性に関して、契約で具体化されるように、権利の移譲を促進するための、方法、サーバ処理システム、及びシステムを開示する。1つの態様において、サーバ処理システムは、提案されたクリエイティブ制作物作品の描写、及びこの作品の1つ以上の部分の選択を示す第一データを、権利保有者が操作する第一処理システムから受信し、契約で具体化されるように、作品の選択された1つ以上の部分と関連した権利が売却のために利用可能であり、データベース内に第一データを格納し、売却のために利用可能な1つ以上の作品の1つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者が操作する第二処理システムから受信し、この検索クエリに基づきデータベースの検索を行い、第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送し、提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した権利を購入する入札を受信し、第一処理システムを介して、権利保有者へ入札を転送し、権利保有者による入札の受諾を第一処理システムが

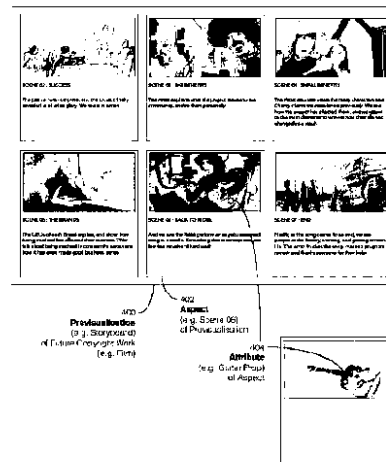


Figure 4a

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進するサーバ処理システムであって、

第一処理システムから、権利保有者が保有する前記提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び前記提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを受信し、前記提案されたクリエイティブ制作物の前記選択された1つ以上の部分と関連する権利は、売却のために利用可能であり、

前記第一データをデータベース内に格納し、

入札する当事者により操作された第二処理システムから、売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物のうちの1つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを受信し、

前記検索クエリに基づき前記データベースの検索を行い、

前記第二処理システムを介して前記入札する当事者へ検索結果を転送し、

提案されたクリエイティブ制作物の前記1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連する前記権利を購入する入札を受信し、

前記入札を前記第一処理システムへ転送し、

前記第一処理システムから、権利保有者による前記入札の受諾を受信し、

前記権利保有者から前記入札する当事者へ前記提案されたクリエイティブ制作物の前記それぞれの1つ以上の部分の権利の前記移譲を示す移譲された権利データを前記データベース内に格納し、前記入札する当事者は、購入された前記権利に従い制作されるときに前記提案されたクリエイティブ制作物の前記それぞれの1つ以上の部分の前記提示または放送を制御することが可能である、

ように構成される、サーバ処理システム。

【請求項 2】

前記第一処理システムから受信した前記第一データは、前記提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の属性を示し、前記入札処理システムから受信した前記検索クエリは、1つ以上の所望の属性を示す、請求項1に記載のサーバ処理システム。

【請求項 3】

前記1つ以上の属性は、人口統計上の視聴者を示し、前記1つ以上の所望の属性は、所望の人口統計上の視聴者である、請求項2に記載のサーバ処理システム。

【請求項 4】

前記サーバ処理システムは、ウェブサイトをホストし、前記権利保有者及び前記入札する当事者が前記サーバ処理システムとインタラクトすることを可能にするように構成される、請求項1～3のいずれか1項に記載のサーバ処理システム。

【請求項 5】

前記サーバ処理システムは、複数の第一処理システムから第一データを受信するように構成される、請求項1～4のいずれか1項記載のサーバ処理システム。

【請求項 6】

前記サーバ処理システムは、複数の第二処理システムから複数の検索要求を受信する、請求項1～5のいずれか1項に記載のサーバ処理システム。

【請求項 7】

前記提案されたクリエイティブ制作物は、

映像作品、

デジタル作品、

プリント作品、

オーディオ作品、

のうちの1つである、請求項1～6のいずれか1項に記載のサーバ処理システム。

【請求項 8】

前記提案されたクリエイティブ制作物は、デジタル映像作品であり、前記サーバ処理シ

10

20

30

40

50

ステムは、

前記入札する当事者と関連したURLを受信し、前記データベース内に格納し、
制作されている前記デジタル映像作品のコピーを受信して格納し、
視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤーの提示を有効にする、

ように構成され、

前記メディア・プレイヤーは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、前記メディア・プレイヤーは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

前記入札する当事者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、

前記入札する当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記1つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムを介して提示される、

請求項1～6のいずれか1項に記載のサーバ処理システム。

【請求項9】

提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進する方法であって、

権利保有者が保有する前記提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び前記提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、前記提案されたクリエイティブ制作物の前記選択された1つ以上の部分と関連した権利は、売却のために利用可能である前記サーバ処理システム、

前記第一データをデータベース内に格納する前記サーバ処理システム、

売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物のうちの1つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを入札する当事者が操作する第二処理システムから受信する前記サーバ処理システム、

前記検索クエリに基づき前記データベースの検索を行う前記サーバ処理システム、

前記第二処理システムを介して前記入札する当事者へ検索結果を転送する前記サーバ処理システム、

前記提案されたクリエイティブ制作物の前記1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した前記権利を購入する入札を受信する前記サーバ処理システム、

前記第一処理システムへ前記入札を転送する前記サーバ処理システム、

権利保有者による前記入札の受諾を前記第一処理システムから受信する前記サーバ処理システム、ならびに

前記権利保有者から前記入札する当事者へ前記提案されたクリエイティブ制作物の前記それぞれの1つ以上の部分の権利の前記移譲を示す移譲された権利データを前記データベース内に格納し、前記入札する当事者が購入された前記権利に従い制作されるときに、前記提案されたクリエイティブ制作物の前記それぞれの1つ以上の部分の前記提示を制御することが可能である前記サーバ処理システム、

を備える、方法。

【請求項10】

前記第一処理システムから受信した前記第一データは、前記提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の属性を示し、前記入札処理システムから受信した前記検索クエリは、1つ以上の所望の属性を示す、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記1つ以上の属性は、人口統計上の視聴者を示し、前記1つ以上の所望の属性は、所望の人口統計上の視聴者である、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記方法は、前記権利保有者及び前記入札する当事者が前記サーバ処理システムとインタラクトすることを可能にするようにウェブサイトをホストする前記サーバ処理システムを有する、請求項9～11のいずれか1項に記載の方法。

【請求項13】

10

20

30

40

50

前記方法は、複数の第一処理システムから第一データを受信する前記サーバ処理システムを有する、請求項 9 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 14】

前記方法は、複数の第二処理システムから複数の検索要求を受信する前記サーバ処理システムを有する、請求項 9 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 15】

前記提案されたクリエイティブ制作物は、
映像作品、
デジタル作品、
プリント作品、及び
オーディオ作品、

10

のうちの 1 つである、請求項 9 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 16】

前記提案されたクリエイティブ制作物は、デジタル映像作品であり、前記方法は、
前記入札する当事者と関連した URL を受信し、前記データベース内に格納する前記サーバ処理システム、

制作される前記デジタル映像作品のコピーを受信して格納する前記サーバ処理システム、及び

20

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤーの提示を有効にし、前記メディア・プレイヤーは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成される前記サーバ処理システム、

を備え、

前記メディア・プレイヤーは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、

前記入札する当事者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、

を含み、

前記入札する当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記 1 つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムを介して提示される、

30

請求項 9 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 17】

提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進するためのシステムであって、

第一処理システム、

第二処理システム、及び

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項により構成されたサーバ処理システム、

を含む、システム。

【請求項 18】

実行可能なインストラクションを含む非一時的なコンピュータ可読媒体であって、前記実行可能なインストラクションの実行は、法的契約で具体化されるように、提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進するようにサーバ処理システムを構成し、前記実行可能なインストラクションの実行は、

40

権利保有者が保有する前記提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び前記提案されたクリエイティブ制作物の 1 つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、前記提案されたクリエイティブ制作物の前記選択された 1 つ以上の部分と関連した権利は、売却のために利用可能であり、

データベース内に前記第一データを格納し、

売却のために利用可能な 1 つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の 1 つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者により操作された第二処理システムから受信し、

50

前記検索クエリに基づき前記データベースの検索を行い、
 前記第二処理システムを介して前記入札する当事者へ検索結果を転送し、
 提案されたクリエイティブ制作物の前記1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した前記権利を購入する入札を受信し、
 前記入札を前記第一処理システムへ転送し、
 権利保有者による前記入札の受諾を前記第一処理システムから受信し、
 前記権利保有者から前記入札する当事者へ前記提案されたクリエイティブ制作物の前記それぞれの1つ以上の部分の権利の前記移譲を示す移譲された権利データを前記データベース内に格納し、前記入札する当事者は、購入された前記権利に従い制作されるときに前記提案されたクリエイティブ制作物の前記それぞれの1つ以上の部分の前記提示または放送を制御することが可能である、
 ように前記サーバ処理システムを構成する、非一時的なコンピュータ可読媒体。

10

【請求項19】

前記第一処理システムから受信した前記第一データは、前記提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の属性を示し、前記入札処理システムから受信した前記検索クエリは、1つ以上の所望の属性を示す、請求項18に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項20】

前記1つ以上の属性は、人口統計上の視聴者を示し、前記1つ以上の所望の属性は、所望の人口統計上の視聴者である、請求項19に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

20

【請求項21】

前記サーバ処理システムは、ウェブサイトをホストし、前記権利保有者及び前記入札する当事者が前記サーバ処理システムとインタラクトすることを可能にするように前記実行可能なインストラクションの実行により構成される、請求項1～20のいずれか1項に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項22】

前記サーバ処理システムは、複数の第一処理システムから第一データを受信するように前記実行可能なインストラクションの実行により構成される、請求項18～21のいずれか1項に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項23】

前記サーバ処理システムは、複数の第二処理システムから複数の検索要求を受信するように前記実行可能なインストラクションの実行により構成される、請求項18～22のいずれか1項に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

30

【請求項24】

前記提案されたクリエイティブ制作物は、
 映像作品、
 デジタル作品、
 プリント作品、及び
 オーディオ作品、
 のうちの1つである、請求項18～23のいずれか1項に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

40

【請求項25】

前記提案されたクリエイティブ制作物は、デジタル映像作品であり、前記サーバ処理システムは、

前記入札する当事者と関連したURLを受信し、前記データベース内に格納し、
 制作される前記デジタル映像作品のコピーを受信して格納し、
 視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤーの提示を有効にする、
 ように前記実行可能なインストラクションの実行により構成され、

前記メディア・プレイヤーは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、

前記メディア・プレイヤーは、

50

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び
前記入札する当事者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、

前記入札する当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記1つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムを介して提示される、
請求項18～24のいずれか1項に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項26】

メディア・プレイヤー・インタフェースの提示を促進するためのサーバ処理システムであって、

視聴処理システムから、デジタル映像作品を視聴する要求を受信し、

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部分への権利を保有する前記権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、

前記当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記1つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムにより提示される、
ように構成される、サーバ処理システム。

【請求項27】

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者が保有する前記デジタル映像作品の前記部分の期間を示す権利データを転送し、前記視聴処理システムは、前記権利データを解釈し、前記権利データにより定められた前記期間により前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内の前記デジタル・オブジェクトを提示する、請求項26に記載のサーバ処理システム。

【請求項28】

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者と関連する前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第一部分内に提示された前記デジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送し、前記境界線内の前記デジタル映像作品の一部分とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトに関して実行されるアクションをもたらす、請求項26または27に記載のサーバ処理システム。

【請求項29】

実行された前記アクションは、前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内で強調表示されている前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトを含む、請求項28に記載のサーバ処理システム。

【請求項30】

実行された前記アクションは、前記視聴処理システムを介して前記権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える、請求項28に記載のサーバ処理システム。

【請求項31】

メディア・プレイヤーの提示を促進するための方法であって、

視聴処理システムから、デジタル映像作品を視聴する要求を受信し、

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

10

20

30

40

50

デジタル映像作品の一部への権利を保有する前記権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、

前記当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記1つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムにより提示される、
ことを備える、方法。

【請求項32】

前記方法は、前記権利保有者が保有する前記デジタル映像作品の前記部分の期間を示す権利データを転送する前記サーバ処理システムを含み、前記視聴処理システムは、前記権利データを解釈し、前記権利データが定める前記期間により前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内に前記デジタル・オブジェクトを提示する、請求項31に記載の方法。

10

【請求項33】

前記方法は、前記権利保有者と関連する前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第一部分内に提示された前記デジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送する前記サーバ処理システムを含み、前記境界線内の前記デジタル映像作品の一部とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトに関して実行されるアクションをもたらす、請求項31または32に記載の方法。

20

【請求項34】

実行された前記アクションは、前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内で強調表示されている前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトを含む、請求項33に記載の方法。

【請求項35】

実行された前記アクションは、前記視聴処理システムを介して前記権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える、請求項33に記載の方法。

【請求項36】

メディア・プレイヤーの提示を促進するための非一時的なコンピュータ可読媒体であって、サーバ処理システムにより実行されるときに、
デジタル映像作品を視聴する要求を視聴処理システムから受信し、

30

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部への権利を保有する前記権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、

前記当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記1つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムにより提示される、
ように前記サーバ処理システムを構成する実行可能なインストラクションを含む、非一時的なコンピュータ可読媒体。

40

【請求項37】

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者が保有する前記デジタル映像作品の前記部分の期間を示す権利データを転送するように構成され、前記視聴処理システムは、前記権利データを解釈し、前記権利データにより定められた前記期間により前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内に前記デジタル・オブジェクトを提示する、請求項36に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項38】

50

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者と関連する前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第一部分内に提示された前記デジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送するように構成され、前記境界線内に前記デジタル映像作品の一部とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトに関して実行されるアクションをもたらす、請求項 36 または 37 に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 39】

実行された前記アクションは、前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内に強調表示されている前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトを含む、請求項 38 に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

10

【請求項 40】

実行された前記アクションは、前記視聴処理システムを介して前記権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える、請求項 38 に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 41】

クリエイティブ制作物作品の制作物属性を判定する方法であって、
少なくとも 1 つのデジタル・メディア・ファイル形式で提案されたクリエイティブ制作物作品を表現するプリビジュアライゼーションを生成し、

前記提案されたクリエイティブ制作物作品へ少なくとも 1 つの好ましい属性を割り当て、

20

前記プリビジュアライゼーション、及び前記プリビジュアライゼーションへの関連性ととも前記少なくとも 1 つの好ましい属性を表現する前記少なくとも 1 つのデジタル・メディア・ファイルを格納し、

通信ネットワークを介するアクセスのために利用可能な前記関連した少なくとも 1 つの好ましい属性とともに前記プリビジュアライゼーションを表現する前記少なくとも 1 つのデジタル・メディア・ファイルを作成し、

前記少なくとも 1 つの好ましい属性に関する前記通信ネットワークを介して入札を受信する、

ことを備える、方法。

【請求項 42】

30

クリエイティブ制作物作品の制作物属性を判定するためのシステムであって、

それとともに関連した少なくとも 1 つの属性とともに提案されたクリエイティブ制作物作品の少なくとも 1 つのプリビジュアライゼーションを表現する少なくとも 1 つのデジタル・メディア・ファイルを格納するデータベース、

前記データベースへ結合され通信ネットワークへ結合されたプロセッサ・システム、を備え、

前記プロセッサは、

前記通信ネットワークを介して 1 つ以上の入札する当事者の端末へアクセス可能な前記少なくとも 1 つのメディア・ファイル、及び少なくとも 1 つの関連した属性を作成し、

前記プリビジュアライゼーションと関連した前記属性に関する前記通信ネットワークを介して前記 1 つ以上の入札する当事者の端末から 1 つ以上の入札を受信し、

40

受信した前記 1 つ以上の入札に従い前記プリビジュアライゼーションと関連した前記属性についての所期の属性プロパティを判定する、

ために所定の実行可能なインストラクション下で動作する、

システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

関連出願の相互参照

本出願は、2014年9月12日に提出されたオーストラリア仮特許出願第20149

50

03651号、及び2014年9月12日に出願されたニュージーランド特許出願第631653号の優先権を主張し、当該出願の記載内容は、参照により本明細書で援用される。

【0002】

本発明は、クリエイティブ制作物の契約上の権利を確立して取引するためのコンピュータ実装方法及びシステムに関する。

【0003】

本発明は、たとえば、映像作品（たとえば、ビデオ、映画、テレビ番組、イベント放送など）、電子出版物（たとえば、ソフトウェア、コンピュータ・シミュレーション・ライフ、コンピュータ支援設計、オンライン・マガジン、ウェブサイト、ビデオ・ゲームなど）、印刷物（たとえば、雑誌、新聞など）、またはオーディオ作品（たとえば、音楽など）のような、クリエイティブ制作物の制作及び配信において、特定の用途を見出すことができる。

10

【背景技術】

【0004】

映像メディア（たとえば、ビデオ、映画、イベント放送、テレビ番組など）は、インターネットを介して配信されたトラフィックの成長部分の説明となる。またこのようなメディアは、製品及びサービスのマーケティング、プロモーション、ならびに広告へ不可欠になりつつある。映画プロジェクトのようなクリエイティブ制作物プロジェクトについての資金調達、複雑なプロセスである。クリエイティブ制作物プロジェクトにサービスを提供する現在の金融市場は、インフラストラクチャ及び産業プロジェクトなどの企業及び企業プロジェクトにサービスを提供する成熟した金融市場に比べて相対的に洗練されていない。その後、多くの成功を見込めるクリエイティブ制作プロジェクトは、必要な資金を確保することに失敗し、未完成のままである。これは、文化的多様性の減少、産業成長の鈍化、及び関連産業の雇用需要の低迷のような社会に死荷重を課す。

20

【0005】

いずれかのクリエイティブ制作物をメディア内で実現して定着させる前のコンセプト段階で制作プロセスの好ましくは初期に、資金を調達するより効率的なシステムを有することは、映画のようなクリエイティブ制作物を制作することを目指す人にとって望ましい。同様に、このような作品を利用することで知的財産、商品及びサービスを商業化することを目指す人にとって、または電気通信技術を介して視聴者へこのような作品を放送する、配信する、若しくは展示することを目指す人にとって、理想的にはまたクリエイティブ制作物の実現前のコンセプト段階で、このような作品に関連した権利を検索し、発見し、購入するより効率的なシステムを有することは望ましい。

30

【0006】

クリエイティブ制作物の著作権は、法的権利からなる利用可能な知的財産をもたらす。各権利は、制作物の属性に関連することができる。1人以上の著作者は、クリエイティブ制作物が提案されたクリエイティブ制作物のままでありながら、ストーリーボード、スクリプト、モデルなどのようなプリビジュアライゼーションにより表現され、このクリエイティブ制作物がメディアに定着する前に、クリエイティブ制作物の各属性を判定することが可能である。各属性を判定する別な方式は、検討の代わりに、条件により利害関係者へ属性についての決定を委任するように、著作者及び利害関係者間の契約を結ぶことである。この契約に従い属性を決定すると、提案されたクリエイティブ制作物は、クリエイティブ制作物として実現されることが可能である。この方式で属性を決定することは、技術的な問題である。

40

【発明の概要】

【0007】

本発明の実施形態は、クリエイティブ制作物の『標準的な』契約上の権利が競争的な『交換』取引所の中央集権的な慣行により確立され公開で取引されることができ、コンピュータ実装方法及びシステムを提供することで、非公開の『店頭』取引所によりクリエイ

50

ティブ制作物の『非標準的な』契約上の権利を確立して商業化する慣行に関するような、現在の技術状態の不足を改良することを目指す。

【0008】

また本発明の実施形態は、(i)それがクリエイティブ制作物に行われメディアに定着し、それが著作権を取得する前に、契約により、1回に1つの属性を、クリエイティブ制作物のコンセプトを明示するプリビジュアライゼーションとして描写された、提案されたクリエイティブ制作物を判定することについて当事者らの協力を促す装置、及び(ii)クリエイティブ制作物(たとえば、カメラが捉え視聴者に放送されるスポーツの試合)が実現されると、まだそれが提案されたクリエイティブ制作物(たとえば、ストーリーボード、プランなどのようなプリビジュアライゼーションにより表現されたスポーツの試合)であるとときにそれが実現される前に、契約で、しかし利用の条件が決定されながら、クリエイティブ制作物が利用される方式を判定する装置を提供することを目指す。

10

【課題を解決するための手段】

【0009】

契約で具体化されるように、提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進するためのサーバ処理システムが提供される第一態様において、サーバ処理システムは、

権利保有者が保有する提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、契約に具体化されるように、作品の選択された1つ以上の部分と関連した権利は、売却のために利用可能であり、

20

データベース内に第一データを格納し、

売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分へ、契約に具体化されるように、権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者により操作された第二処理システムから受信し、

検索クエリに基づきデータベースの検索を行い、

第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送し、

提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した、契約に具体化されるように、権利を購入する入札を受信し、

第一処理システムへ入札を転送し、

30

権利保有者による入札の受諾を、第一処理システムから受信し、

権利保有者から入札する当事者へ提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の権利の移譲を示す移譲された権利データをデータベース内に格納し、入札する当事者は、クリエイティブ制作物として実現されメディアに定着する前に、購入された権利に従い提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の、提示または放送のような、属性を制御することが可能である、ように構成される。

【0010】

特定の実施形態において、第一処理システムから受信した第一データは、提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の属性を示し、入札処理システムから受信した検索クエリは、1つ以上の所望の属性を示す。

40

【0011】

特定の実施形態において、1つ以上の属性は、人口統計上の視聴者を示し、1つ以上の所望の属性は、所望の人口統計上の視聴者である。

【0012】

特定の実施形態において、サーバ処理システムは、ウェブサイトをホストし、権利保有者及び入札する当事者がサーバ処理システムとインタラクトすることを可能にするように構成される。

【0013】

特定の実施形態において、サーバ処理システムは、複数の第一処理システムから第一デ

50

ータを受信するように構成される。

【0014】

特定の実施形態において、サーバ処理システムは、1つまたは複数の第二処理システムから1つまたは複数の検索要求を受信する。

【0015】

特定の実施形態において、提案されたクリエイティブ制作物は、
映像作品、
デジタル作品、
プリント作品、及び
オーディオ作品、
のうちの1つである。

10

【0016】

特定の実施形態において、提案されたクリエイティブ制作物は、デジタル映像作品であり、サーバ処理システムは、

入札する当事者と関連したユニフォーム・リソース・ロケータ（URL）を受信し、データベース内に格納し、

制作されているデジタル映像作品のコピーを受信して格納し、

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤーの提示を有効にし、このメディア・プレイヤーは、視聴処理システムを介してデジタル映像作品を提示するように構成され、このメディア・プレイヤーは、

20

デジタル映像作品を提示するための第一部分、

入札する当事者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、

入札する当事者と関連したデジタル映像作品の1つ以上の部分がデジタル映像作品の再生中に視聴可能であり、デジタル・オブジェクトが入札する当事者により保有される、または制御されるサーバ処理システム上のデータベースへユニフォーム・リソース・ロケータ（URL）を介して関連するときに、デジタル・オブジェクトは、視聴処理システムを介して提示される、
ように構成される。

【0017】

30

契約により具体化される、提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進するための方法が提供される第二態様において、この方法は、

権利保有者が保有する提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、提案されたクリエイティブ制作物の選択された1つ以上の部分と関連した権利が売却のために利用可能であるサーバ処理システム、

データベース内に第一データを格納するサーバ処理システム、

売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者により操作された第二処理システムから受信するサーバ処理システム、

40

検索クエリに基づきデータベースの検索を行うサーバ処理システム、

第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送するサーバ処理システム、

提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した権利を購入する入札を受信するサーバ処理システム、

第一処理システムへ入札を転送するサーバ処理システム、

権利保有者による入札の受諾を第一処理システムから受信するサーバ処理システム、
らびに

権利保有者から入札する当事者へ提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の権利の移譲を示す移譲された権利データをデータベース内に格納し、入札する当事者が契約に具体化されるように、購入された権利に従い制作されたときに提案された

50

クリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の提示または放送を制御することが可能であるサーバ処理システム、
を含む。

【0018】

特定の実施形態において、第一処理システムから受信した第一データは、提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の属性を示し、入札処理システムから受信した検索クエリは、1つ以上の所望の属性を示す。

【0019】

特定の実施形態において、1つ以上の属性は、人口統計上の視聴者を示し、1つ以上の所望の属性は、所望の人口統計上の視聴者である。

10

【0020】

特定の実施形態において、方法は、権利保有者及び入札する当事者がサーバ処理システムとインタラクトすることを可能にするようにウェブサイトをホストするサーバ処理システムを含む。

【0021】

特定の実施形態において、方法は、複数の第一処理システムから第一データを受信するサーバ処理システムを含む。

【0022】

特定の実施形態において、方法は、1つまたは複数の検索要求を1つまたは複数の第二処理システムから受信するサーバ処理システムを含む。

20

【0023】

特定の実施形態において、提案されたクリエイティブ制作物は、
映像作品、
デジタル作品、
プリント作品、及び
オーディオ作品、
のうちの1つである。

【0024】

特定の実施形態において、提案されたクリエイティブ制作物は、デジタル映像作品であり、この方法は、

30

入札する当事者と関連したユニフォーム・リソース・ロケータ（URL）を介して要求を受信し、データベース内に格納するサーバ処理システム、

制作されているデジタル映像作品のコピーを受信して格納するサーバ処理システム、及び

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤーの提示を有効にし、メディア・プレイヤーは、視聴処理システムを介してデジタル映像作品を提示するように構成され、このメディア・プレイヤーは、

デジタル映像作品を提示するための第一部分、

入札する当事者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、入札する当事者と関連したデジタル映像作品の1つ以上の部分がデジタル映像作品の再生中に視聴可能であり、デジタル・オブジェクトが入札する当事者により保有される、または制御されるサーバ処理システム上のデータベースへユニフォーム・リソース・ロケータ（URL）を介して関連することができるときに、デジタル・オブジェクトは、
視聴処理システムを介して提示されるサーバ処理システム、
を含む。

40

【0025】

提案されたクリエイティブ制作物の一部分へ、契約に具体化されるように、権利の移譲を促進するためのシステムが提供される第三態様において、このシステムは、

第一処理システム、

第二処理システム、及び

50

第一態様により構成されたサーバ処理システム、
を含む。

【0026】

実行可能なインストラクションを含む非一時的なコンピュータ可読媒体が提供される第四態様において、実行可能なインストラクションの実行は、契約に具体化されるように、提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進するようにサーバ処理システムを構成し、実行可能なインストラクションの実行は、

権利保有者が保有する提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、1つ以上の契約に具体化されるように、提案されたクリエイティブ制作物の選択された1つ以上の部分と関連した権利は、売却のために利用可能であり、

10

第一データをデータベース内に格納し、

売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分へ、契約に具体化されるように、権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者が操作する第二処理システムから受信し、

検索クエリに基づきデータベースの検索を行い、

第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送し、

提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した、契約に具体化されるように、権利を購入する入札を受信し、

第一処理システムへ入札を転送し、

20

権利保有者による入札の受諾を第一処理システムから受信し、

権利保有者から入札する当事者へ提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の権利の移譲を示す移譲された権利データをデータベース内に格納し、入札する当事者は、いずれかの契約により具体化されるように、購入された権利に従い制作されたときに提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の提示または放送を制御することが可能である、

ようにサーバ処理システムを構成する。

【0027】

提案されたクリエイティブ制作物の一部分への権利の移譲を促進するためのサーバ処理システムが提供される第五態様において、このサーバ処理システムは、

30

権利保有者が保有する提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、1つ以上の契約に具体化されるように、提案されたクリエイティブ制作物の選択された1つ以上の部分と関連した権利は、売却のために利用可能であり、

第一データをデータベース内に格納し、

売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者が操作する第二処理システムから受信し、

検索クエリに基づきデータベースの検索を行い、

第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送し、

40

提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した、契約に具体化されるように、権利を購入する入札を受信し、

第一処理システムへ入札を転送し、

権利保有者による入札の受諾を第一処理システムから受信し、

権利保有者から入札する当事者へ提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の権利の移譲を示す移譲された権利データをデータベース内に格納し、入札する当事者は、いずれかの契約により具体化されるように、購入された権利に従い制作されたときに、提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の提示または放送を制御することが可能である、

ように構成される。

50

【 0 0 2 8 】

提案されたクリエイティブ制作物の一部分へ、契約により具体化されるように、権利の移譲を促進するための方法が提供される第六態様において、この方法は、

権利保有者が保有する提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、提案されたクリエイティブ制作物の選択された1つ以上の部分と関連した、契約により具体化される権利が売却のために利用可能であるサーバ処理システム、

第一データをデータベース内に格納するサーバ処理システム、

売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分へ、契約により具体化されるように、権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者が操作する第二処理システムから受信するサーバ処理システム、

検索クエリに基づきデータベースの検索を行うサーバ処理システム、

第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送するサーバ処理システム、

提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した、契約により具体化されるように、権利を購入する入札を受信するサーバ処理システム、

第一処理システムへ入札を転送するサーバ処理システム、

権利保有者による入札の受諾を、第一処理システムから受信するサーバ処理システム、ならびに

権利保有者から入札する当事者へ提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の、契約により具体化されるような、権利の移譲を示す移譲された権利データをデータベース内に格納し、入札する当事者が契約により具体化されるように、購入された権利に従い制作されたときに提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の提示または放送を制御することが可能であるサーバ処理システム、を含む。

【 0 0 2 9 】

提案されたクリエイティブ制作物の一部分へ、契約により具体化されるように、権利の移譲を促進するためのシステムが提供される第七態様において、このシステムは、

第一処理システム、

第二処理システム、及び

第五態様により構成されたサーバ処理システム、

を含む。

【 0 0 3 0 】

実行可能なインストラクションを含む非一時的なコンピュータ可読媒体が提供される第八態様において、実行可能なインストラクションの実行は、提案されたクリエイティブ制作物の一部分へ、契約により具体化されるように、権利の移譲を促進するようにサーバ処理システムを構成し、実行可能なインストラクションの実行は、

権利保有者が保有する提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、提案されたクリエイティブ制作物の選択された1つ以上の部分と関連した、契約により具体化された、権利は、売却のために利用可能であり、

第一データをデータベース内に格納し、

売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者により操作された第二処理システムから受信し、

検索クエリに基づきデータベースの検索を行い、

第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送し、

提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した、契約により具体化されるように、権利を購入する入札を受信し、

第一処理システムへ入札を転送し、

権利保有者による入札の受諾を第一処理システムから受信し、

権利保有者から入札する当事者へ提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の、契約により具体化されるような、権利の移譲を示す移譲された権利データをデータベース内に格納し、入札する当事者は、契約により具体化されるように、購入された権利に従い制作されたときに提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の提示または放送を制御することが可能である、ようにサーバ処理システムを構成する。

【0031】

メディア・プレイヤー・インタフェースの提示を促進するためのサーバ処理システムが提供される第九態様において、サーバ処理システムは、

デジタル映像作品を視聴する要求を視聴処理システムから受信し、

10

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、メディア・プレイヤー・インタフェースは、視聴処理システムを介してデジタル映像作品を提示するように構成され、メディア・プレイヤー・インタフェースは、

デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部分への権利を保有する権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、

を含み、当事者と関連したデジタル映像作品の1つ以上の部分がデジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、デジタル・オブジェクトは、視聴処理システムにより提示される、

20

ように構成される。

【0032】

特定の実施形態において、サーバ処理システムは、権利保有者が保有するデジタル映像作品の部分の期間を示す権利データを転送し、視聴処理システムは、権利データを解釈し、権利データが定める期間によりメディア・プレイヤー・インタフェースの第二部分内にデジタル・オブジェクトを提示する。

【0033】

特定の実施形態において、サーバ処理システムは、権利保有者と関連するメディア・プレイヤー・インタフェースの第一部分内に提示されたデジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送し、境界線内でデジタル映像作品の一部分とインタラクトする視聴ユーザーへの応答は、権利保有者のデジタル・オブジェクトに関連して実行されるアクションをもたらす。

30

【0034】

特定の実施形態において、実行されたアクションは、メディア・プレイヤー・インタフェースの第二部分内に強調表示されている権利保有者のデジタル・オブジェクトを含む。

【0035】

特定の実施形態において、実行されたアクションは、視聴処理システムを介して権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える。

【0036】

メディア・プレイヤーの提示を促進するための方法が提供される第十態様において、方法は、

40

デジタル映像作品を視聴する要求を視聴処理システムから受信し、

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、メディア・プレイヤー・インタフェースは、視聴処理システムを介してデジタル映像作品を提示するように構成され、メディア・プレイヤー・インタフェースは、

デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部分への権利を保有する権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、

を含み、当事者と関連したデジタル映像作品の1つ以上の部分がデジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、デジタル・オブジェクトは、視聴処理システムにより提示される、

50

ことを備える。

【0037】

特定の実施形態において、方法は、権利保有者が保有するデジタル映像作品の部分の期間を示す権利データを転送するサーバ処理システムを含み、視聴処理システムは、権利データを解釈し、権利データが定める期間によりメディア・プレイヤー・インタフェースの第二部分内にデジタル・オブジェクトを提示する。

【0038】

特定の実施形態において、方法は、権利保有者と関連するメディア・プレイヤー・インタフェースの第一部分内に提示されたデジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送するサーバ処理システムを含み、境界線内のデジタル映像作品の一部とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、権利保有者のデジタル・オブジェクトに関連して実行されるアクションをもたらす。

【0039】

特定の実施形態において、実行されたアクションは、メディア・プレイヤー・インタフェースの第二部分内で強調表示されている権利保有者のデジタル・オブジェクトを含む。

【0040】

特定の実施形態において、実行されたアクションは、視聴処理システムを介して権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える。

【0041】

メディア・プレイヤーの提示を促進するための非一時的なコンピュータ可読媒体が提供される第十一態様において、非一時的なコンピュータ可読媒体は、サーバ処理システムにより実行されるときに、

デジタル映像作品を視聴する要求を視聴処理システムから受信し、

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、メディア・プレイヤー・インタフェースは、視聴処理システムを介してデジタル映像作品を提示するように構成され、メディア・プレイヤー・インタフェースは、

デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部への権利を保有する権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、当事者と関連したデジタル映像作品の1つ以上の部分がデジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、デジタル・オブジェクトは、視聴処理システムにより提示される、

ようにサーバ処理システムを構成する実行可能なインストラクションを含む。

【0042】

特定の実施形態において、サーバ処理システムは、権利保有者が保有するデジタル映像作品の部分の期間を示す権利データを転送するように構成され、視聴処理システムは、権利データを解釈し、この権利データが定める期間によりメディア・プレイヤー・インタフェースの第二部分内にデジタル・オブジェクトを提示する。

【0043】

特定の実施形態において、サーバ処理システムは、権利保有者と関連するメディア・プレイヤー・インタフェースの第一部分内に提示されたデジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送するように構成され、境界線内のデジタル映像作品の一部とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、権利保有者のデジタル・オブジェクトに関連して実行されるアクションをもたらす。

【0044】

特定の実施形態において、実行されたアクションは、メディア・プレイヤー・インタフェースの第二部分内で強調表示されている権利保有者のデジタル・オブジェクトを含む。

【0045】

特定の実施形態において、実行されたアクションは、視聴処理システムを介して権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える。

10

20

30

40

50

【0046】

他の態様及び実施形態は、発明を実施するための形態を通して理解されるであろう。

【0047】

本発明及びその実装の態様及び特徴は、添付の図面を参照して提示された、少なくとも1つの好ましいが限定されない実施形態の、実施例のみとして与えられる、以下の説明からより良く理解されることができる。

【図面の簡単な説明】

【0048】

【図1】本発明のさまざまな実施形態により例示的なシステムの簡略化されたブロック図である。

10

【図2】提案されたクリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションの実施例である。

【図3】提案されたクリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションを受信して格納する例示的な方法を表現するフローチャートである。

【図4a】今後の映画についてのプリビジュアライゼーションの例示的な実施形態である。

【図4b】今後の雑誌の発行についてのプリビジュアライゼーションの例示的な実施形態である。

【図5a】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

20

【図5b】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

【図5c】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

【図5d】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

30

【図5e】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

【図5f】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

【図5g】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

【図5h】複数のステップを通してプリビジュアライゼーションのプロキシを使用して提案されたクリエイティブ制作物内で、契約に具体化されるように、属性、及びその後の権利を定めるユーザについての例示的なインタフェースを示す。

40

【図6】クリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションのプロキシにより表現されるように、提案されたクリエイティブ制作物と関連した特定の法的権利を具体化するように1つ以上の契約を作成する例示的な論理フローを表現するフローチャートを示す。

【図7】例示的なメディア・エンジンのブロック図である。

【図8】例示的なマッチング・エンジンのブロック図である。

【図9】オーダー・ブック・モジュールにより生成された例示的なユーザ・インタフェースである。

【図10】入札を行い、入札を受け付ける例示的な方法を表現するフローチャートである

50

。

【図 1 1】公開エンジンのブロック図である。

【図 1 2 a】たとえば、入札する当事者が保有する、または制御するサーバ処理システム上のデータベースへリンクされた URL を介してのような、制作されている提案されたクリエイティブ制作物、及び入札する当事者と関連したいいずれかのデジタル・オブジェクトを提示するためのさまざまな状態でのメディア・プレイヤーの実施例である。

【図 1 2 b】たとえば、入札する当事者が保有する、または制御するサーバ処理システム上のデータベースへリンクされた URL を介してのような、制作されている提案されたクリエイティブ制作物、及び入札する当事者と関連したいいずれかのデジタル・オブジェクトを提示するためのさまざまな状態でのメディア・プレイヤーの実施例である。

10

【図 1 2 c】たとえば、入札する当事者が保有する、または制御するサーバ処理システム上のデータベースへリンクされた URL を介してのような、制作されている提案されたクリエイティブ制作物、及び入札する当事者と関連したいいずれかのデジタル・オブジェクトを提示するためのさまざまな状態でのメディア・プレイヤーの実施例である。

【図 1 2 d】たとえば、入札する当事者が保有する、または制御するサーバ処理システム上のデータベースへリンクされた URL を介してのような、制作されている提案されたクリエイティブ制作物、及び入札する当事者と関連したいいずれかのデジタル・オブジェクトを提示するためのさまざまな状態でのメディア・プレイヤーの実施例である。

【図 1 2 e】たとえば、入札する当事者が保有する、または制御するサーバ処理システム上のデータベースへリンクされた URL を介してのような、制作されている提案されたク

20

リエイティブ制作物、及び入札する当事者と関連したいいずれかのデジタル・オブジェクトを提示するためのさまざまな状態でのメディア・プレイヤーの実施例である。

【図 1 2 f】たとえば、入札する当事者が保有する、または制御するサーバ処理システム上のデータベースへリンクされた URL を介してのような、制作されている提案されたク

30

リエイティブ制作物、及び入札する当事者と関連したいいずれかのデジタル・オブジェクトを提示するための例示的なメディア・プレイヤー・インタフェースの概略図である。

【図 1 3】提案されたクリエイティブ制作物に関連して、契約に具体化されるように、権利の移譲を促進するための例示的な方法を表現するフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0049】

本発明の実施形態は、標準契約に具体化されるように、クリエイティブ制作物での法的権利と引き換えに関係者らから、資金、及び任意の他の利益をクリエイティブ制作物のプロデューサが確保することを可能にするように設計されたコンピュータ実装方法及びシステムを提供する。クリエイティブ制作物のさまざまな属性は、価値がクリエイティブ制作物及び関係者らからの需要水準に依存しながら、関係者らに価値のある可能性がある。ク

40

【0050】

1つの実施形態において、提案された映画制作を検討する。映画を制作するために、映画制作者は、制作に財政支援または製品及びサービスを必要とする可能性がある。たとえば、映画制作は、特定の場面で俳優に衣服を必要とする。この権利を買収し、最終的な

50

制作物から生じる宣伝などの、一定の利益と引き換えに必要な衣料品を提供する権利に支払いたい、いくつかの衣類製造業者がある可能性がある。これは、ときとして『プロダクト・プレイスメント』と言われる、出資の一形態である。

【0051】

出資は一般に、出資される当事者の制作物と関連した利用可能な商業的可能性への利用権への代償として出資される当事者へ現金または現物支給で支払う商業上の約定である。クリエイティブ制作物のコンテキストにおいて、利用可能な商業的可能性は、プロダクト・プレイスメントの権利（クリエイティブ制作物がメディアに定着する『事前に』、または前に、及びクリエイティブ制作物の『現場内に』、または中に存在することができる）を有することができる。利用可能な商業的可能性の別の実施例は、衣類製造業者により制作された広告キャンペーンへの参加を通じてもたらされる、キャラクタまたはタレント・エンドースメントの権利（クリエイティブ制作物の「現場外に」、または外に存在することができる）を有することができる。利用可能な商業的可能性の再度の別の実施例は、たとえば、地上伝送、地上デジタル伝送、ケーブル伝送、衛星伝送、またはインターネット、ワールド・ワイド・ウェブ若しくは同様のコンピュータ・ネットワーク上のインターネット・プロトコル・スイートを介する伝送などの、任意の電気通信を介してクリエイティブ制作物を送信する、または受信するために使用された、規格を符号化する、またはフォーマットすることで、任意の視聴者へクリエイティブ制作物の配信を通じてもたらされた、放送権または配信権または展示権（著作権がメディアに定着した『事後に』、または後に存在することができる）を有することができる。

10

20

【0052】

慣習的に、このような商業上の約定についての契約は、条件が交渉により達成された後に、ピスポーク合意を使用して双務的で決済済みの、直接に当事者らの間で仲介される傾向がある。提案されたクリエイティブ制作物で属性についての契約を交渉することに興味のある相手方当事者を見つけること、及びその逆のことも、権利保有者にとって時間がかかり、努力が必要である。条件を交渉することは、時間がかかり、努力を必要とし、合意された条件に基づき当事者らの間で契約を起草することは、さらに時間がかかり、努力を必要とする。したがって、相手方当事者にマッチングする場合に、つぎに、契約が一意で作成されなければならないために、任意の解決は、高い取引コストを招く。この方式で、提案されたクリエイティブ制作物での属性についての契約を交渉することは、退屈であり、時間がかかり、手作業である。より少ない契約を意味する高い検索及び取引コストを記載する。これは、クリエイティブ制作物の制作での投資不足をもたらし、正味の効果が自己表現、クリエイティブ雇用、または文化的多様性などの社会的便益の抑制であるような、社会に死荷重を課す。

30

【0053】

対照的に、権利が最初に『作成』され、つぎに売却されるシステム及び方法を本明細書で記述する。それは、法的権利の実施形態として、登録された権利保有者が標準契約、または正式に実行された標準書面契約書を発行するという意味で作成される。これは、提案されたクリエイティブ制作物の属性の法的権利を、関連する著作権法、または関連する法律に定められた手順により標準契約へ割り当てて行う。多くの契約は、検索により各発見可能な、利用可能なオプション・メニューから、登録された参加者へこのシステムでの選択のために利用可能である。各契約は、所有物の特性及び構造を有する。それは、特定の法的権利について、定義されるもの、または対象として機能する標準的な法律文書として事前に準備される。たとえば、標準的な法律文書は、『放送権』の対象として機能するシステムに存在することができるため、つぎにこの放送権は、この標準的な契約について定義するものになる。つぎに各契約は、すべての法的権利について、一方の事業体の資産、及び他方の事業体の負債を生み出す。提案されたクリエイティブ制作物の属性での特定の法的権利を特定の契約に割り当てると、権利保有者は、この契約のいずれかの条件を受け、それが売却される、または彼らにより無効されるまで、彼らが作成した、または発行した契約の有益な所有権を取る。非伝統的な商品として、各契約は、その契約で

40

50

取引したいシステムに登録されたそれらの他の当事者らにより設定された時価評価額で、何れもシステム上の商品のように引き換えられることが可能である、取引可能な資産とみなされる。この方式で、提案されたクリエイティブ制作物の権利保有者は、提案されたクリエイティブ制作物の属性に対する「権利を作成し」、効果的に、彼らがその提案されたクリエイティブ制作物に関して共有したい、または委譲したい特定の決定として検討されることができ、つぎに、それを具体化する関連する契約の保有者が保有する、その共有された、または委譲された決定を許可する。この方式で、提案されたクリエイティブ制作物についてのいずれかの決定は、売却の標準契約により、契約の購入により取得される、または契約の売却により譲渡されることが可能である。システム上で権利を作成するプロセスを自動化するため、提案されたクリエイティブ制作物できめ細かな決定を保持するように契約を結ぶことが可能である。順に、決定は、利害関係者の幅広いポートフォリオに統合されることが可能である。

10

【 0 0 5 4 】

1つの実施形態において、システムは、提案されたクリエイティブ制作物のプロデューサーが作品の制作に関する契約を手配することを可能にする技術的な解決策を提供する。具体的に、コンピュータ実装システム及び方法を記述し、これらにより、

プロデューサーは、クリエイティブ制作物の属性を出資のような、契約に変換する構造化された方式を備え、

潜在的な出資者は、クリエイティブ制作物の属性に対して発行された、出資のような、契約を検索し、見つけ出し、購入する構造化された方式を備え、

20

契約の供給及び需要のマッチングについての詳細は、自動化され競争力のある入札プロセスにより部分的に決定されることができ、

取引市場は、クリエイティブ制作物の属性に対して発行された契約の譲渡または購入を促進する。

【 0 0 5 5 】

別の実施形態において、契約の実施例は、クリエイティブ制作物のプロデューサーに定められた条件下で場面にアーチファクト（たとえば、小道具、タレント、場所など）を配置させ、カメラに記録させ、画面上に出現させる製品配置契約の権利である。

【 0 0 5 6 】

別の実施形態において、契約の実施例は、クリエイティブ制作物のプロデューサーに定められた条件下で場面にアーチファクト（たとえば、小道具、タレントなど）を統合させ、カメラに記録させ、画面上に出現させる製品統合契約の権利である。

30

【 0 0 5 7 】

別の実施形態において、契約の実施例は、定められた条件下で、クリエイティブ制作物のプロデューサーに場面からタレントまたはキャラクタのいずれか一方を広告キャンペーン（映画著作権に関連する場合とそうではない場合がある）に配置させるタレント・エンドースメント契約の権利、またはキャラクタ・エンドースメント契約の権利である。

【 0 0 5 8 】

別の実施形態において、契約の実施例は、技術（たとえば、地上波放送など）、地域（たとえば、オーストラリア）、期間（たとえば、2015年夏）などのような定められた条件下で任意の電気通信技術を使用して、契約の保有者がクリエイティブ制作物を視聴者へ放送する、または配信する、または展示することをプロデューサーに許可させる放送契約の権利、または配信契約の権利、または展示契約の権利である。

40

【 0 0 5 9 】

別の実施形態において、契約の実施例は、定められた条件下で、有効な相手方当事者が有効期限内、または有効期限前にオプションを行使することを選択する場合に、発行者に指定された価格の提案されたクリエイティブ制作物の法的権利（たとえば、放送権など）を放棄させる、移譲させる、またはこれのライセンスを供与させるオプション契約の権利（たとえば、放送オプションなど）である。

【 0 0 6 0 】

50

別の実施形態において、契約の実施例は、クリエイティブ制作物を放棄するオプション契約の発行者の不履行などの所定のデフォルトの誘因イベントにおいてのような、定められた条件下で、発行者にオプション契約の所有者と金銭的に決済させることができるデフォルト・スワップ契約の権利である。

【0061】

別の実施形態において、契約の実施例は、固定金利で定められた期間のような、定められた条件下で、発行者にクリエイティブ制作物からの現金流入を移転させることができる担保付債務契約の権利である。

【0062】

本発明の実施形態は、この契約を取引するデータ処理システムとして動作することで、クリエイティブ制作物の属性に対して発行された契約を調整する手段を提供する。具体的に、システムでプリビジュアライゼーションにより描写された提案されたクリエイティブ制作物に基づき標準化された契約の取引のために、スクリーン・ベースの電子的に自動化された金融取引所及び取引システムを提供する。このシステムは、契約のために指定された取引所である。それは、相手方当事者の注文にマッチングするために公開で、競争の激しく、効率の高い取引所での契約の売り手及び買い手の共同を促進する。このシステムは、契約に関係がある事項、法的権利、提案されたクリエイティブ制作物を現在表現するプリビジュアライゼーションの使用、及びいずれかのクリエイティブ制作物のチェーン・オブ・タイトルを管理する。それは、最高の現在の買い値、または売り値契約価格を格納して取得し、買い注文または売り注文の権利を与え、注文を決済し、明細を報告する、契約のすべての方式を列挙する。それは、価格発見及び価格危機管理を促進する。このシステムは、市場参加者にヘッジ機能を提供し、新規のクリエイティブ制作物の制作のための資金を調達する機会を創出する。このすべては、興行主が雇用のような一定の社会的利益を育む新規のクリエイティブ制作物を制作することを援助する。

10

20

【0063】

このシステムの特徴は、それが取引を行った後に契約書を書くことと分けることである。慣習的に、契約書は、条件に合意した後に書かれたが、ここで契約書は、当事者らが取引に入る前に最初に書かれることが可能である。この方式で、取引前に存在することで、契約書は、取引の基礎となる。この契約書は、提案されたクリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションに対して定められる。各契約書は、取引可能な資産、または非伝統的な商品、提案されたクリエイティブ制作物に法定金利の証拠を示す占有権である。これは、それが基づくクリエイティブ制作物が基礎とする現物市場を有するためである。このようにして、契約は、「契約、それは一方の事業体の金融資産及び他方の事業体の金融負債を生じさせる」として、国際会計基準第32号及び第39号により定められる。この方式で、システムは、それがクリエイティブ制作物の属性を決定するより多くの見込みのある取引パートナーへのアクセスをクリエイティブ制作物の著作者に与える場合に、商品取引所と言われることも可能である。

30

【0064】

提案されたクリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションは、プリビジュアライゼーション・タイプ（たとえば、ストーリーボード、スクリプト、フォーマット、プロトタイプ、バーチャル・リアリティ、特許権など）、一般的な詳細（たとえば、タイトル、公開日/地域、ターゲット層など）、開発状態（たとえば、制作前、制作、制作後など）、態様（たとえば、場面、ページ、プレーンなど）、属性（たとえば、小道具、衣服など）、ニュース（たとえば、属性での変更など）、及び同様のもののような、パラメータによりソートされたデジタル・メディア・フィルム（たとえば、デジタル画像、デジタル・ビデオ、デジタル・オーディオ、デジタル・テキスト、コンピュータ・シミュレーション・ライフ、コンピュータ支援設計、または同様のもの）によりこのシステム上に記録される。

40

【0065】

このシステムは、プリビジュアライゼーションに対して各定められた、たとえば、配置

50

権、統合権、エンドースメント権及び放送権のような、多くの標準化された契約のうちのいずれか1つを発行するために、グラフィカル表記を使用してそれへ情報を割り当てることでプリビジュアライゼーションにタグを付ける。このシステムが注文駆動型市場の原則に基づく場合に、それは、さまざまな取引所で取引された契約を提示することが可能である。他の実施形態において、本明細書で開示された方法及びシステムは、他の契約に関して、追加の要素、ステップ、インストラクションまたはデータ構造を含むことができる。

【0066】

本明細書で使用されるように、用語『購入』及び『売却』は、トレーダーとも言われる、システム上に登録された買い手及び売り手会員間の標準契約の取引を参照する。トレーダーは、このシステムのクライアントである。トレーダーがこのシステム上で売り手から標準契約を購入するときに、その契約の所有権は、一方から他方へ移譲され、それぞれの会員アカウントは、借方記入/貸方記入が行われる。会員アカウントは、識別子、氏名、取引詳細、損益、残高、チェーン・オブ・タイトル、及び同様のものを含む、さまざまな詳細を記録することができる。システム上で仲介された市場力は、各契約の公正価値を決定する。市場価格は、可変であり、時価評価基準で調整される。それは、継続して、定期的に、所定の期間に、指定された日付/時刻で、または市場価格を更新するために任意の他の既知の、若しくは後に開発された規約で、更新される。

【0067】

また本発明の実施形態は、リアルタイム取引のための方法及びシステムを提供する。特に、インターネットのようなコンピュータ・ネットワーク経由で複数のトレーダー間での標準契約、または権利のリアルタイム取引のためのシステムを開示する。このシステムは、コンピュータ・ネットワーク、市場サーバ、及び複数のトレーダー・クライアント(本明細書で『キー局』と言われる)を含み、2人以上の人間のトレーダーにより操作されることが可能である。市場サーバは、コンピュータ・ネットワークへ接続される。市場サーバは、ほぼリアルタイムに取引注文をマッチングして処理することが可能である。キー局は、コンピュータ・ネットワークへ接続されるため、各キー局は、市場サーバと、及び相互に通信することが可能である。各キー局は、市場サーバへほぼリアルタイムにコマンドを送信し、市場サーバから更新されたほぼリアルタイムのデータを表示する。各キー局は、サーバから受信するような、基礎となるプリビジュアライゼーションなどの人間のトレーダーへの追加情報を提供することが可能である。

【0068】

リアルタイム取引は、キー局を介して電子オーダー・ブック上へ、契約または権利について、売り手からの売り注文を入力することを備える。システムは、この売り注文を、契約についての逆指し値注文と関連付ける。買い注文は、買い手と関連する。注文は、市場規則により設定されるように、彼らの詳細を格納されたパラメータと比較することで実行の適格性を得られる。注文は、電子マッチング・エンジンが実行のマッチングを推奨するまで待機する。売り注文及び買い注文間の提案されたマッチングは、市場規則により設定されるような、所有者のロジックを使用して行われる。マッチングは、トレーダーによりプログラミングされ、自動または手動のいずれか一方で受け入れられることが可能である。システム上の取引に対する当事者らは、マッチングされるまで互いに知り合いではないが、その後取引を決済する前に互いに知り合いになることができる。取引は、買い値が売り値より低くないような、プログラミングされたロジックに応答して自動で実行されることが可能である。

【0069】

このマッチング・エンジンは、所有者のロジックを使用して注文にマッチングする条件を判定するコンピュータ実装アルゴリズムである。交換を促進するために、マッチング・エンジンは、標準契約の各適格注文についての最高買い呼値及び売り呼値のような、定められたパラメータ内で最良の適合を見つけ出すように機能する。市場規則に従い、取引の実行は、たとえば、推奨されたマッチングが自動的に同意または手動的な同意のいずれか一方で、権利保有者により承認されなければならない、条件付きであることができる。こ

10

20

30

40

50

の事例において、権利保有者が同意すると、このマッチングは、有効であると言われる。売り手または買い手は、マッチングを受け入れると、いずれかのパラメータは、トレーダーに更新され報告される。

【0070】

この方式で、著作権取引所は、上場された契約が売り手及び買い手間で取引されることが可能である自動電子取引プラットフォームを提供する。システムは、買い手を見つけ出す手段を売り手に与えるのと同じように、それは、買い手に彼らの戦略が本当に必要である場合にポジションを売却して終了するために売り手になる効率の良い手段を与える。このようにして、システムは、取引所として機能し、改善された相手方当事者の調整を促進する。これは、人々がコンピュータ実装証券取引所を通して企業の繁栄に参与することができる方式に類似した方式で、提案されたクリエイティブ制作物の繁栄に会員が参与することを可能にする。

10

【0071】

キー局コマンドは、市場サーバがほぼリアルタイムで他のキー局へ取引注文及びいずれかの実行を配信する取引注文を含むことができる。各キー局は、複数の入力方法のうちいずれか1つを提供することでコマンドの入力を促進し、コマンドの提出を援助することが可能である。このような入力方法は、グラフィカル・ユーザ・インタフェースの原理を使用することを伴うことができる。キー局は、所有者の注文入力言語を提供しキー局とインタフェースで接続し、たとえば、コマンドを市場サーバへ提示する、複数のキー局から市場サーバへ提示されたコマンドに基づき動作する、または提示されたコマンドについて市場サーバからの情報を表示することで、コマンド入力を促進することができる。トレーダーは、キー局を介して市場サーバへ提示されたコマンドを入力する。このように入力されたコマンドは、プリビジュアライゼーションにより描写されたいずれかの提案されたクリエイティブ制作物に関していずれかのトレーダーから発行されることが可能である。

20

【0072】

基礎となる提案されたクリエイティブ制作物、または商品に関する提示されたコマンドについての市場サーバからの情報、及び結果として生じるサーバ・アクションは、キー局のうちいくつか、またはすべてにほぼリアルタイムで表示されることが可能である。このように表示された情報は、任意の数のパラメータに応じて複数のウィンドウにパースされることができる。

30

【0073】

さまざまな市場規則のいずれかは、たとえば、会員アカウントで利用可能な残高が不十分である場合に取引注文コマンドが実行から排除されることができ、取引注文コマンドが第三者によるような、さらにコマンドに基づき動作する前に妥当性確認されることができ、または少なくとも2人のトレーダーの取引注文コマンドが1セットの市場規則によりマッチングされることができ、キー局を介してトレーダーにより提示されたコマンドに基づき動作することができる。

【0074】

特異性のために、限定しないが、トレーダーがエンド・ユーザ・クライアント（広告主、マーケター、ブランド・マネージャ、または同様の人のような利害関係者とも言われる）、及び値付け業者のクライアント（ブローカ・ディーラ、またはデザイン事務所、クリエイティブ・エージェンシ、広報機関、イベント・プロデューサ、メディア・エージェンシ、法律事務所、または同様のもののような専門家とも言われる）の両方を含むと想定される。専門家は、このシステムへのアクセスをエンド・ユーザ・クライアントに提供するクライアント・クラスである。この方式で、専門家は、エンド・ユーザ・クライアント及びこのシステム間で作業することができる。

40

【0075】

専門家は、加入者キー局インタフェースを介して直接にプラットフォームにアクセスし、上場された契約についての取引に応じる。専門家のクライアント、すなわち利害関係者は、専門家によりホストされた非加入者キー局インタフェースを介して取引プラットフォーム

50

ームにアクセスすることができる。このようにして、専門家は、このシステムへ直接に加入しながら、利害関係者は、専門家を介して間接的に加入する。専門家及び利害関係者の両方は、一般的な詳細（たとえば、タイトル、公開日/地域など）、属性（たとえば、小道具、ページ、ジャンル、ターゲット層、タレント、場所など）、状態（たとえば、開発、制作前、制作、制作後、公開など）、ニュース（たとえば、属性変更など）、注文タイプ（購入、売却）、契約クラス（たとえば、権利、デリバティブなど）、契約種類（たとえば、制作、放送など）、契約タイプ（たとえば、オプション、デフォルト・スワップ、債権など）、契約買い呼値/売り呼値、及び同様のもののような、関連するパラメータ内のプラットフォームに注文詳細のログを取ることができる。

【0076】

専門家は、契約を保有するリスクを受け入れ、彼らが保有する各契約の価格を設定する義務を負うことで、契約のための取引に応じる。専門家は、利害関係者の取引要請に応えることでシステム内への注文フローを制御する。彼らは、彼らが取引に応じる契約についての買建値または売建値を作成することで買い手に売却し、売り手から購入し、利害関係者の顧客のために競争する。価格は、キー局を介して可視である、相場システムを介して、またはさまざまな指数のうちいずれか1つの部分として報告される。専門家は、注文を受信すると、彼らは、彼ら自身の在庫から売却する、または反対売買を探す。彼らは、流動性を提供し、取引コストを削減し、取引を円滑にするサービスの代償として設定される、価格間のビッド・アスク・スプレッド差により補償される。

【0077】

システムに上場された契約は、決済機関と言われる第三者により書き込まれる、保証される、または決済されることができる。決済機関は、トレーダー及び公衆を保護するために取引の公正かつ公平な原則を擁護するために、システムを規制して厳重に監視する。決済機関は、リスクを軽減し、活発な取引所を構築し、市場の健全性を育む。それは、会員間の不履行のリスクを相互的にすることでこれを行うことができる。この目標のために、決済機関は、各会員を認定し、システムの健全性を擁護することができる。それは、監視、調査、健全性監督及びシステミック・リスク・コントロールを使用して、システムが公正かつ公平な取引を確保するプロセスを監督する。決済機関は、すべての専門家の売り手への買い手であり、すべての専門家の買い手への売り手である。この方式で、それは、当事者らに個人の代わりに決済事業体と取引させることで2つの相殺ポジションを保持する。これは、市場の健全性を育む。決済機関は、効率的に、決済不履行のリスクをそれ自体に集中させるため、システムからの相手方当事者のリスクのいずれの影響も取り除く。

【0078】

決済機関は、たとえば、すべてのマッチングの詳細、推奨されたマッチングが決済されたかどうか、マッチングが決済された価格、契約タイプ、原資産詳細、及び同様のもののような、トレーダーへさまざまな報告を生成することが可能である。他の業績指標は、たとえば、売買高（たとえば、毎日の取引契約）、総取引額（たとえば、1日の終わりの合計時価総額）、専門家の数、利害関係者の数、システムに参加するすべてのトレーダーの総数、及び同様のもののようなシステムにより報告されることも可能である。

【0079】

売り注文が買い注文とマッチングされ、任意の市場規則が満たされる場合に、このような提案されたクリエイティブ制作物の著作権は、マッチングを承認し、決済機関は、これらのトレーダーを決済し、そのときマッチング・イベントは、発生すると言われることができ、取引は、実行されることが可能である。実行された取引は、買い手から売り手へ決済機関を介してお金を支払ったことを意味する、決済と言われる。契約の決済、すなわち、買い手から決済機関への支払いは、一定期間にわたり発生することが可能である。決済すると、決済機関は、決済機関により専門家へ割り当てられた格付けに応じて、期日までに支払い可能ないずれかの残高を有する全未払金、または未払金の一部のいずれか一方の専門家の支払いを必要とする可能性がある。将来の日付で支払い可能な、この部分、または証拠金は、関係立場または現金準備金を考慮に入れることができる、決済機関により設

10

20

30

40

50

定された彼らの格付け及び任意の規則に基づき各専門家により異なる可能性がある。証拠金は、支払い可能な金額の0～100%の範囲にあることができる。

【0080】

決済時に、提案されたクリエイティブ制作物の属性は、提案されたクリエイティブ制作物の現在の代用物として機能する、プリビジュアライゼーションで、著作者が好む状態から、期待して、したがって決定する状態へ変更する。所期の属性に基づき、つぎに作品は、制作され、公開されることが可能である。この方式で、本発明の実施形態は、彼らがそれを制作する、または公開する前に、提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の属性を著作者が効率的に決定することを支援することができる。

【0081】

図13は、本発明の実施形態に従い、提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分に関して権利の移譲を促進するための全体的な方法を表示するフローチャート図である。操作シーケンスは、以下に概説される。操作1310で、サーバ処理システムは、権利保有者が保有する提案されたクリエイティブ制作物の描写、及び提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の選択を示す第一データを第一処理システムから受信し、選択された1つ以上の部分と関連した権利は、売却のために利用可能である。操作1320で、サーバ処理システムは、データベース内に第一データを格納する。操作1330は、売却のために利用可能な1つ以上の提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分への権利を識別する検索クエリを示す検索データを、入札する当事者により操作された第二処理システムから、受信するサーバ処理システムを伴う。操作1340で、この検索クエリに基づきデータベースの検索を行う。操作1350は、第二処理システムを介して入札する当事者へ検索結果を転送することを伴う。操作1360で、サーバ処理システムは、提案されたクリエイティブ制作物の1つ以上の部分の少なくともいくつかと関連した権利を購入する入札を受信する。つぎにこの入札を第一処理システムへ転送する(操作1370)。操作1380で、第一処理システムは、権利保有者により入札の受諾を受信する。最後に、操作1390は、著作者から入札する当事者へ提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の権利の移譲を示す移譲された権利データを、データベース内に格納することを伴い、入札する当事者は、購入された権利に従い公開されるときに、提案されたクリエイティブ制作物のそれぞれの1つ以上の部分の提示を制御することが可能である。

【0082】

本発明のさまざまな態様を実装することができる適切で技術的な動作環境100の実施例は、図1で示される。この環境は、適切な環境の唯一の実施例であり、本発明の使用または機能性の範囲に関していかなる制限も示唆することを意図されない。この環境内で、コンピュータ・システム102の処理部106は、コンピュータ実行可能インストラクションを実行して、本明細書で開示されるような機能性を提供する。メモリ部104は、コンピュータ・システム102により実行される、コンピュータ実行可能インストラクションを格納することができる。コンピュータ実行可能インストラクションは、1つ以上のモジュール、またはエンジンからなることができる。キー局を使用してエンジンにアクセスすることができる。コンピュータ・システム102は、1つ以上のキー局コンピューティング・デバイス108(たとえば、パーソナル・コンピュータ、ハンドヘルド・コンピュータ、ウェアラブル・コンピュータなど)、または入出力デバイス110(たとえば、マイクロフォン、マウス、トラックボール、トラック・パッド、キーボード、画面、テレビ、スピーカ、コンピュータなど)へ接続されることができる。データベース114は、たとえば、プリビジュアライゼーションまたは契約を定める際に有益な情報を含むことができる。データベース114、コンピュータ・システム102、キー局コンピューティング・デバイス108または入出力デバイス110は、有線または無線通信ネットワーク116を介して接続されることができる。

【0083】

当業者に知られているいずれかのデータ処理装置は、1つ以上の電子プロセッサ、デー

10

20

30

40

50

タ入力装置、機械可読メモリ及びデータ出力装置を相互接続するいずれかの共通バス・システムのような、システムを実装することができる。このようにして、複数の処理部、メモリ部、データベース、デバイスまたはキー局は、技術的な動作環境100を含むことができる。さらにこのシステムは、いずれかのメモリ部104に存在する、記述されるような方法を具体化する1つ以上のセットのコンピュータ実行可能インストラクションにより実装されることができる。またこのシステムは、インターネットのような、いずれかのネットワーク116を介してグローバルにアクセス可能であり、ウェブ・ベースの電子プラットフォームとして具体化されることができる。表現された環境100は、適切な動作環境のみを示し、解決策の使用または機能性の範囲について制限を示唆することを意図されない。当業者は、図1に示されたトポロジが例示であり、示された構成要素が複数の代替のトポロジにより本発明のさまざまな実施形態を反映することに関与することができることを理解するであろう。

10

【0084】

本発明の一方の実施形態において、キー局コンピューティング・デバイス108のユーザは、インターネットのような通信ネットワーク116を介してコンピュータ・システム102に接触し、提案されたクリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションとして1つ以上のデジタル・メディア・ファイルをアップロードすることができる。つぎにユーザは、本発明を使用して、メディア・ファイルに対して標準契約を定めることが可能である。本発明の他方の実施形態において、キー局のユーザは、システムで利用可能な標準契約についての注文を入力し、決済に関して現金を振り込む銀行口座を示すことができる。さらに別の実施形態において、キー局のユーザは、デジタル・メディア・ファイルの形式で、制作されたクリエイティブ制作物をアップロードし、この作品、及び出力デバイス110を介して作品の属性と関連する手段を具体化する具体的に構造化されたメディア・プレイヤーを使用して、それを公開することができる。

20

【0085】

構造化され便利なコンピュータ実装方式で、潜在的な出資者及びクリエイティブな作品のプロデューサ間の出資契約の約定を促進するために、1つ以上の判定された属性を有する提案されたクリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションは、クリエイティブ制作物、及びクリエイティブ制作物の属性と関連する手段の両方を具体化することが可能である所有者のメディア・プレイヤーを介してメディア内で、公開される、または定着する。

30

【0086】

本発明のさまざまな実施形態は、技術的な動作環境内で機能するコンピュータ実装プログラミング・インストラクションを含む。本発明のこれらの実施形態は、テキスト及び図面を参照して記述される場合に、記述されたシステム、方法及び特定の構造のさまざまな修正形態または適合性は、当業者に明らかになることができる。本発明の教示に依拠するすべてのこのような修正形態、適合性、または変形形態は、これらを通してこれらの教示が当該技術分野を進歩させ、本発明の趣旨及び範囲内にあるとみなされる。そのため、これらの記述及び図面は、本発明が図示された実施形態のみに決して限定されないことを理解する場合に、限定する意味にみなされるべきではない。

40

【0087】

図2は、本発明のさまざまな実施形態において具体化されるように、プリビジュアライゼーションの共通要素を描写する。この方式で、それは、1つ以上の態様のすべてとしてプリビジュアライゼーションを定め、各態様は、1つ以上の属性のすべてである。図2は、態様内で、標準権利を属性に対して定める方式、及び標準デリバティブを標準権利に対して定める方式を図式で説明する。標準権利及び標準デリバティブは、システム上で取引可能な資産、または非伝統的な商品とみなされる、標準契約と集合的に言われる。

【0088】

図2は、システムが提案されたクリエイティブ制作物の属性を判定する前(図2a)、及びこれをした後(図2b)の、2つの状態を有するプリビジュアライゼーションを開示する。プリビジュアライゼーションの第一状態(図2a)は、著作者が好ましい属性を明

50

らかにする。第二状態（図 2 b）は、著作者の選好により導かれるように、システムが判定した属性を明らかにする。また図 2 は、このシステムにより判定されるように、プリビジュアライゼーションの所期の属性（図 2 b）から作成された公開された作品（図 2 c）を明らかにする。属性の実施例は、限定されないが、制作される作品またはその部分についての能力、再制作される作品またはその部分の能力、実行される作品またはその部分の能力、展示される作品またはその部分の能力、放送される作品またはその部分の能力、及び同様のものを含む。

【 0 0 8 9 】

図 2 は、提案されたクリエイティブ制作物（図 2 c）の属性を判定する際に、概念的に好ましい状態（図 2 a）、及び所期の状態（図 2 b）間で反復的な変更を受けることができる。著作者により判定された好ましいプリビジュアライゼーション（図 2 a）、ならびに著作者及び利害関係者により判定された所期のプリビジュアライゼーション（図 2 b）間の反復的な変更は、システム上で標準契約の交換のために発生する。著作者は、システム上で作品の標準契約を売却する第一ユーザである。トレーダーは、システム上で作品の標準契約をその後購入する / 売却するいずれかのユーザである。

10

【 0 0 9 0 】

図 3 は、プリビジュアライゼーションが 1 つ以上のデジタル・メディア・ファイルの形式でシステムに入力されることができる方法 3 0 0 を開示する。必要な場合に、選択されたプリビジュアライゼーション（3 0 2）は、データベース（3 1 0）内に格納される前に、デジタル・メディア表現（3 0 4、3 0 6、3 0 8）に最初に変換される。デジタル・メディア・ファイルは、任意のデジタル・フォーマット（たとえば、T X T、J P E G、P D F など）で、任意のテキスト、画像、ビデオ、オーディオ、ソフトウェア、本、または同様のものであってもよい。デジタル・メディアは、任意のキー局 1 0 8 からシステムに入力されることができる。入力されると、コンピュータ・システム 1 0 2 は、取引のために利用可能な契約を定められるプリビジュアライゼーション、ならびにこれらの契約のためにシステム全体に存在する入札及びオファーのすべてのデジタル・メディア・ファイル表現のデータベース 1 1 4 を維持する。

20

【 0 0 9 1 】

プリビジュアライゼーション 4 0 0 の例示的な実施形態、すなわち、今後の映画のストーリーボード（図 4 a）、及び今後の雑誌の発行の台割（図 4 b）は、図 4 に開示される。また他の提案されたクリエイティブ制作物についてのプリビジュアライゼーションの他の形態は、適切であることができる。デジタル・メディアをプリビジュアライゼーションとしてシステムに入力すると、ユーザは、プリビジュアライゼーション（たとえば、映画の場面 0 6、雑誌の裏表紙のページ内側など）の態様 4 0 2 として、ファイルを選択し、それらの選択を定めることができる。態様は、1 サブセットのプリビジュアライゼーションである。この方式で、プリビジュアライゼーションは、その態様のすべてに等しいことが可能である。態様を定めると、ユーザは、1 つ以上の属性 4 0 4（たとえば、映画の場面 0 6 内のギター小道具、雑誌発行の裏表紙のページ内側の広告スペースなど）による 1 つ以上の態様のうちのいくつか、またはすべてを定めることができる。属性は、1 サブセットの態様である。このようにして、態様は、その属性のすべてに等しいことが可能である。

30

40

【 0 0 9 2 】

図 5 a ~ 5 h は、ユーザが態様の領域を選択してタグ付けすることでプリビジュアライゼーションの属性を定めることが可能である方式を、段階的に示す。具体的に、それは、1 つの実施形態において、プリビジュアライゼーションの態様を選択した後に、調整可能な境界線 5 0 6 を態様上に重ね合わせ属性を示すことができる方式を示す。これは、グラフィカル・ユーザ・インタフェース（図 5 a）により描写されるように、境界線及びプロパティ・ダイアログ・ボックス 5 0 2 をトリガするために、デジタル・メディア・ファイルによりシステム上に画定された態様領域をクリックすることで行われることが可能である。

50

【0093】

一方の実施形態において、プロパティ・ダイアログ・ボックス502は、テキスト入力フィールドまたはオプション・リストを含むことができる。ユーザは、たとえば、可変フィールドにテキストを入力すること、または利用可能なオプションから選択することで、プロパティ・ダイアログ・ボックス502に属性詳細を指定することが可能である。この方式で属性を作成する504と、一意の識別子、属性詳細、メーカー詳細、及び同様のもののような詳細とともに、入力されたテキスト、または選択されたオプションのサマリー証明書508を生成することができる(図5b)。証明書は、この方式で態様、属性及び標準契約のために作成されることが可能であり、つぎに証明書は、各特定かつ固有の詳細を具体化することができる。

10

【0094】

他方の実施形態において、いくつかの、またはすべての証明書のリストを含む、証明書サマリー・ボックス510に可視で要約され作成された各証明書を加える。証明書サマリー・ボックス510は、データベース114内に格納されたいずれかの証明書の便利な表現である。各証明書、または基礎となるプリビジュアライゼーションの詳細は、証明書サマリー・ボックス510内で入力を選択する(たとえば、証明書サマリー・ボックス内のエントリ上にカーソルを置く)ことで表示されることができる。システムのいずれかの会員は、キー局を介してこの方式で詳細を視聴することができる。図5b、5c及び5dは、映画プリビジュアライゼーションについてのこのプロセスを図示し、図5e~5hは、雑誌プリビジュアライゼーションの事例を示す。

20

【0095】

図6は、1つ以上の契約がプリビジュアライゼーションに対して定められることができる、潜在的な論理フロー650を図示するフローチャート図である。具体的に、それは、権利保有者600または彼らのエージェント602がデジタル表現されたプリビジュアライゼーション604を使用して、態様606、属性608、標準権利610、及び標準デリバティブ612を定めることが可能である方式を示す。この方式で、1つ以上の証明書は、各プリビジュアライゼーション内で、定められた態様614、属性616、標準権利618、または標準デリバティブ620のために生成されることが可能である。

【0096】

メディアから証明書を作成するために、システムは、メディア・エンジン700を含む。図7は、コンピュータ・システム102に常駐するコンピュータ実行可能インストラクション・モジュールであり、このシステム上でデジタル・メディア(たとえば、画像、テキスト、ビデオ、及び同様のもの)を操作するためのメディア・サービスをユーザに提供するように構成される、例示的なメディア・エンジンのブロック図である。メディア・エンジンは、プリビジュアライゼーション資産アルバム・コンポーネント720、デジタル・メディア編集コンポーネント730、及びデジタル・メディア・タグ付けコンポーネント740を含む。メディア・エンジンは、さまざまなコンポーネントからなるように記述されるが、多少のコンポーネントは、メディア・エンジンを含み、まださまざまな実施形態の範囲内にあることができる。デジタル・メディア操作の実施例は、制限なく、ユーザ・アカウント内にプリビジュアライゼーション資産アルバムを作成すること、このアルバムにデジタル・メディア・ファイルをアップロードすること、プリビジュアライゼーションの態様として1つ以上のデジタル・メディア・ファイルを定義すること、プリビジュアライゼーションの1つ以上の態様の属性を定義すること、属性に対する標準権利を定義すること、または標準権利に対して標準デリバティブを定義することを含む。メディア・エンジンにより定義された、いずれかの態様、属性、標準権利または標準デリバティブは、データベース114内に格納される。

30

40

【0097】

アルバム・コンポーネント720は、アルバムを作成する、または削除するように構成される。アルバムは、デジタル・メディア・ファイルのコレクションであることができる。アルバムのさまざまな実施形態は、デジタル・メディアを含む名前付きフォルダ、デジ

50

タル・メディア・ファイルのリスト、及びその他のものを含む。このようにして、1つの実施形態において、アルバムは、提案されたクリエイティブ制作物のプリビジュアライゼーションと共に言われることが可能である任意の数の要素を含むことが可能である。さまざまな実施形態において、アルバムを作成することは、名前をアルバムに割り当てること、アルバムについての詳細を記録すること、アルバム・コンテンツを視聴する、または修正することが可能である人にアクセス権を割り当てること、及びその他のことを備える。さらにアルバム・コンポーネント720は、1つ以上のアルバムについての情報を表示するように構成されることが可能である。いくつかの実施形態において、この情報は、アルバム名と、アルバム・リストと、ユーザと関連したアルバム数と、アルバムごとの特権情報と、アルバムごとのデジタル・メディア・ファイル数と、態様、属性、権利またはデリバティブのいずれかでタグを付けられているデジタル・メディアを含むアルバムと、すべての売却されている権利またはデリバティブを保有するアルバムと、同様のものを含むことが可能である。

10

【0098】

デジタル・メディア編集コンポーネント730は、システム及びユーザの利益のために1つ以上のアルバムでデジタル・メディアを最適化するために、任意のアップロードされたデジタル・メディアを修正するように構成される。

【0099】

タグ付けコンポーネント740は、証明書サマリー・ボックス（たとえば、図5の510）を介して、デジタル・メディアでの領域選択、証明書作成及び証明書表示を促進する。タグ付けコンポーネントは、本発明にアップロードされたいずれかのデジタル・メディアで動作することができる。タグ付けコンポーネントは、1セットの機能を促進するように記述されるが、多少の機能は、タグ付けコンポーネントを含み、まだタグ付けコンポーネントのさまざまな実施形態の範囲内にあることができる。

20

【0100】

図5a～5hは、異なるプリビジュアライゼーションでのタグ付けコンポーネント740の機能性を例示する。1つの実施形態において、キー局を介して作業し、ユーザは、入力デバイス110を使用し、態様内のポイントへカーソルを移動させ、そのポイント上でクリックし、タグ付けコンポーネント740に選択された領域周囲に調整可能な境界線506を配置させることが可能である。この境界線の性質またはサイズは、ユーザにより、定着する、自動的に設定される、または判定されることができる。タグ付けコンポーネント740は、第一に定義されなければならない態様、第二に定義されなければならない属性、第三に定義されなければならない標準権利、及び第四に定義されなければならない標準デリバティブのような順序で動作することができる。タグ付けコンポーネント740は、ユーザのためのプロパティ・ダイアログ・ボックス502にオプション・リストを提示し、各証明書を作成する際に選択し、つぎに証明書が作成されると証明書サマリー・ボックス510を生成して維持するように構成されることが可能である。

30

【0101】

提案されたクリエイティブ制作物の属性を判定するために、システムは、マッチング・モジュール、またはマッチング・エンジンを含み、契約についての権利保有者及び利害関係者をマッチングし、属性の形式及び機能を共同して判定する。マッチング・エンジンは、著作者/権利保有者が多くの将来の利害関係者から関心の表現を彼らが求めることを支援することで属性ごとに広範な利害関係者の予約を促進し、入札価格に基づき利害関係者に優先順位を付け、最高額の入札に基づき利害関係者を選択することを支援する。マッチング・エンジンは、著作者/権利保有者が属性について競合する入札の大規模なセットを管理し、市場ベースのアプローチを使用して体系的に入札をランク付けすることを可能にする。この方式で、権利保有者は、彼らが提案されたクリエイティブ制作物の最良の属性を判定するように働く場合に利害関係者の選択を最適化する。

40

【0102】

図8は、コンピュータ・システム102上のコンピュータ実行可能モジュールである、

50

例示的なマッチング・エンジン 800 のブロック図である。マッチング・エンジンは、属性を判定するパートナーを見つけ出すマッチング・サービスをユーザに提供することが可能である。所有者のロジックを使用して、それは、契約の意欲的な買い手、及び意欲的な売り手を識別することでこのように行う。たとえば、売り呼値及び買い呼値が一致するときのような、買い手及び売り手間の特定の基準を満たすときに、マッチング・イベントは発生すると言われる。マッチング・イベントが発生するとき、決済を完了するために、買い手及び売り手は、通知され、詳細は、それぞれに提供される。

【0103】

マッチング・エンジン 800 は、そのサービスを配信するために機能的支援コンポーネントを必要とする。マッチング・エンジンは、契約コンポーネント 810 と、契約に対してリストに記載されたシステムに存在する売り値及び買い値データの蓄積を含み、たとえば、最高額の売り値または買い値、つぎに最高額の売り値または買い値、及びその他のもののような定められた表示深度範囲を有するオーダー・ブック・コンポーネント 820 と、コンピュータ・システム 102 にデータを更新する、または表示するために使用されたキー局コンポーネント 830 と、時間順入力で所与の契約についてのオーダー・ブック内の売り値及び買い値リストを自動的にマッチングするマッチング・コンポーネント 840 と、システムを調整し、記録を更新し、ユーザ間の支払いを決済するために応答可能な清算及び決済コンポーネント 850 と、アカウント・コンポーネント 860 とを含む。マッチング・エンジンは、さまざまなコンポーネントから構成されるように記述されるが、多少のコンポーネントは、マッチング・エンジンを含み、まださまざまな実施形態の範囲内にあることができる。

10

20

【0104】

マッチング・エンジン 800 は、分散交換システムとして動作することでユーザ間の契約を取引する。それは、コンピュータ・システム 102 及びデータベース 114 とネットワーク 116 を介して相互接続された複数のキー局 108 を用いる動作環境 100 の設定を使用する。このような設定は、図 1 に示される。この設定は、契約について多くのユーザを調整し、ユーザを自動的にマッチングし、マッチングされたユーザ間の交換を成し遂げるために使用される。ユーザを調整する方法は、当事者らの間での発見及び手動マッチングの現在の店頭方法より効率的である。

【0105】

マッチング・エンジン 800 は、契約 810 のインベントリに対する買い及び売り注文入力のオーダー・ブック 820 を維持する。キー局 830 のユーザは、入力デバイス 110 を使用してキー局にデータ・エントリとして買い及び売り注文を提示することで、オーダー・ブックとインタラクトする。マッチング・コンポーネント 840 は、新規の注文、及びいずれかの市場規則により同じ、または同様の契約についてのオーダー・ブックに記録された以前の注文間のマッチングを見つけ出すように動作する。1つ以上のマッチングを見つけ出す場合に、つぎにそれらをいくつかの、またはすべてのキー局へ戻り報告することができる。取引は、著作者による手動または自動の承認のような、いずれかの市場規則に従わねばならない、いずれかのマッチングされた注文について実行されることが可能である。清算及び決済コンポーネント 850 は、市場規則により各注文エントリを妥当性確認し、ユーザ・アカウント 860 間の資金のいずれかの移転を決済する。いくつかの、またはすべてのキー局は、決済された取引のいくつかの、またはすべての詳細に関して更新されることができる。マッチングを見つけ出すことが不可能である場合に、システムは、注文エントリを破棄し、または後の処理のためにこのエントリを保持し、市場規則に従い、この事例において、マッチングしない注文の詳細を1つ以上のキー局へ広めることができる。好ましくはすべての事例において、注文は、市場規則によりマッチングされるまで、完了に向け処理される。

30

40

【0106】

オーダー・ブック 820 のいくつかの、またはすべての注文のコピーは、キー局コンポーネント 830 により維持され、1人以上のユーザへグラフィカル表示を生成する。いず

50

れかのキー局は、オーダー・ブック 8 2 0 に可視性を有することが可能である。いつでも、キー局 8 3 0 は、システムにリストされた所与の契約についての少なくとも最高価格を示すデータ深度を表示することが可能である。最高価格は、契約を売却する最低売り値、または契約を購入する最高買い値として定められることができる。価格は、キー局のユーザが市場活動を観測し、取引を実行しようとする際に市場に反対注文を入力するかどうかを決定することが可能であるために、いずれかの関連する詳細とともに表示される。一方のユーザからの買い注文または売り注文は、同じ、または同様の契約についての反対注文を行う、または行わない他方のユーザへ可視であることができる。

【 0 1 0 7 】

マッチング・コンポーネント 8 4 0 は、それがオーダー・ブック 8 2 0 でみることが可能である買い注文及び売り注文のコレクションに基づき買い手及び売り手間のマッチングを行うことが可能である。マッチング・コンポーネント 8 4 0 は、たとえば、注文値が互いの定義された範囲内にある、互いに等しい、若しくは最高額の買い値が最低額の売り値より高い場合に注文をマッチングするように、より古いエントリがより新規の注文前にマッチングされるように注文をマッチングするように、またはより低い信用格付けを有するユーザの前により良い信用格付けを有するユーザをマッチングするように注文をマッチングするように、市場規則を使用して 1 つ以上の買い注文、及び 1 つ以上の売り注文間のマッチング・イベントを作成する。買い注文及び売り注文をマッチングすると、交換は、手動で、または自動でマッチングされた注文間で実行されることが可能である。契約の売り手がそれにマッチングされた買い注文を受け入れる、または契約の買い手がそれにマッチングされた売り注文を受け入れる場合に、手動での実行は発生する。ユーザは、自由に、推奨された最も良いマッチングから逸脱し、個人の基準に基づき任意にマッチングされた注文を選択する。ユーザがシステムにマッチングを受け入れるための彼らの基準をプログラミングする場合に、自動的な実行は発生する。最良のマッチングがプログラミングされた基準を満たす場合に、つぎにマッチングは、自動的に実行されることが可能である。

【 0 1 0 8 】

オーダー・ブック 8 2 0 は、ユーザへ買い注文及び売り注文を提示するために、キー局 8 3 0 を介して任意の方式で設定され、表示されることが可能である。制限なしで、図 9 は、買い値 9 3 0 及び売り値 9 4 0 側に分割されることが可能である、グラフィカル・ユーザ・インタフェース 9 0 0 を介してキー局 8 3 0 がオーダー・ブック 8 2 0 の部分を提示する 1 つの設定を示す。買い値側は、1 つ以上の契約 9 2 0 を購入するすべての注文を含むことができ、売り値側は、1 つ以上の契約 9 2 0 を売却するすべての注文を含むことができる。両側は、買い注文が左側に設定され、売り注文が右側に設定されるように縦の値の列 9 0 8 についてのものとされることが可能である。両方の側での注文の合計は、1 つ以上の契約についての、市場、またはオーダー・ブックに等しい。

【 0 1 0 9 】

注文ボックス 9 0 2 は、市場での注文を描写する。注文の値は、注文ボックスの左上隅に表示されることが可能である。追加の詳細は、たとえば、ユーザの詳細、有効期限、及びその他のもののような、注文ボックスの右下隅に表示されることが可能である。注文は、ドル、割引額、及びその他のもののような値のいずれかの単位であることができる。ユーザは、たとえば、図 1 0 のフローチャート図の形式で図示された、プロセス 1 0 0 0 に従うことによりキー局 8 3 0 を介してオーダー・ブックに注文を入力することが可能である。

【 0 1 1 0 】

キー局コンポーネント 8 3 0 は、キー局グラフィック・ユーザ・インタフェース 9 0 0 に、検索オプションをインタラクティブ検索ダイアログ・ボックス 9 1 0 に提供することで注文をする、好ましい契約をユーザにみつけさせる。買い注文を提示したいユーザは、検索ダイアログ・ボックスを使用して、オーダー・ブックのすべての契約にクエリを行う。このクエリが契約を戻す場合に、つぎにユーザは、オーダー・ブックにこの契約に対して買い注文を記録することが可能である。同様に、ユーザが契約を売却したい場合に、つぎにユーザは、売り注文をする契約を識別する必要がある。売却する契約を識別するため

10

20

30

40

50

に、ユーザは、彼らのユーザ・アカウント 860 から契約を選択し、または彼らのユーザ・アカウント 860 にクエリを行い、適切な契約を見つけ出す。ユーザは、その後彼らのアカウントの契約に対するオーダー・ブックに売り注文を記録することが可能である。

【0111】

検索ダイアログ・ボックス 910 は、ユーザが注文をする契約を定めるために選択することが可能である 1 つ以上の基準を含むことができる。ユーザが契約の所望の基準を定めると、彼らは、マッチング・エンジンに記録された契約の検索を実行するように指示する。検索ダイアログ・ボックスに設定された基準は、たとえば、視聴者プロフィール（たとえば、作品が 19 ~ 27 歳の女性の対象視聴者に適している）、公開 / 配信の地理的領域（たとえば、作品がオーストラリアで公開される、または配信されることが予定される）、作品が公開される / 配信されることができる特定のチャンネル（たとえば、インターネット、プリントなど）、作品が公開される / 配信されることができる特定の期間（たとえば、2016 年 9 月 1 ~ 15 日）、及び同様のものなどの作品に必要な基準のような、何かに基づくことが可能である。検索結果 920 は、検索ダイアログ・ボックス 910 に入力された特定の基準を満たすシステムに記録された証明書及びプリビジュアライゼーションの詳細を示す。検索結果 920 は、ユーザへキー局のグラフィック・ユーザ・インタフェース 900 を介して表現され、これに対する注文を記録するようにユーザのために準備される。ユーザは、このようなクエリから返されたいずれかの契約に対する注文を記録することができる。

10

【0112】

全体的な分散マッチング・システムは、キー局 830 が取引の性質に応じてオリジネータのキー局、または相手方当事者のキー局のいずれか一方であることができる概念の下で動作する。この方式で、ユーザは、異なる取引についてのオリジネータまたは相手方当事者の両方であることができる。したがって、キー局は、一方の実施例においてオリジネータのキー局、及び他方の実施例において相手方当事者のキー局であることができる。キー局が第三者であり、取引に関与しない実施例があることができる。

20

【0113】

全体的な分散マッチング・システムの制御は、注文を処理する方式を決定する 1 セットの規則により動作する、コンピュータ・システム 102 により維持される。

【0114】

コンピュータ・システム 102 は、エントリの時間順で特定の契約に対して注文を処理する。記録された注文のビヘイビアは、エントリが現在の最高額のエントリより悪いときに、それが市場から拒絶される、または市場内の最高額のエントリの下で委任されるオークション市場へ類似する。エントリが現在の最高額のエントリに等しいとき、それは、市場に受け入れられ、時間順で最後のエントリとして位置づけられる。エントリが市場側についての既存の値より良いときに、オーダー・ブックのその側の現在のエントリは、取り消される、または市場の下位ポジションへ降格されるかのいずれか一方である。エントリのビヘイビア方式は、コンピュータ・システム 102 が動作する市場規則に影響を受けやすい。オーダー・ブックに注文をすると、最高の買い値が最高の売り値の範囲より高い、これに等しい、またはこれの内にあるときにマッチングを試みる。1 つ以上のマッチングを見つけ出す場合に、各マッチング組、すなわち、注文ボックス 902、または他の箇所のいずれか一方で、買い手、売り手、契約及び相場について以下の詳細を与えることができる。最高のマッチング 904 のサマリーは、キー局のグラフィック・ユーザ・インタフェース 900 に表示されることができる。

30

40

【0115】

各キー局は、表示を生成する情報を必要とする。好ましくは、表示は、契約についての正確な情報をトレーダーに提供するために、可能な限り最新のものである。コンピュータ・システム 102 は、方式でサマリー・オーダー・ブックの使用を通じて分散されたキー局間で 1 つ以上の契約についての 1 つ以上のオーダー・ブックから情報を配信することができることで、サマリー・オーダー・ブックは、技術的なデータ転送の効率を向上させる

50

試みでオーダー・ブックからの1サブセットの情報を含むことができる。

【0116】

図1は、いずれかのキー局108aが取引を開始することが可能であり、いずれかのキー局108bが取引への相手方当事者であることが可能であることを示す。したがって、いずれかの時点で、取引に関連する1つより多い位置で1つより多いオリジネータの、または相手方当事者のキー局があることができる。オリジネータのキー局108a、及び相手方当事者のキー局108bは、たとえば、オリジネータのキー局108aがオーストラリアのシドニーにあることが可能であり、相手方当事者のキー局108bがオーストラリアのメルボルンにあることが可能であるように、互いから遠隔に設置されることができる。加えて、キー局(108a、108b)は、コンピュータ・システム102から遠隔に設置されることができ、たとえば、オーストラリアのブリスベンにあることができる。

10

【0117】

取引のメッセージ・フローは、市場規則により決定されたいずれかのプロトコルに従うことができる。実施例として、1つのプロトコルにおいて、キー局108aは、コンピュータ・システム102上に設置されたオーダー・ブックから契約についてのサマリー・オーダー・ブックの表示を生成することができる。そのキー局108aでユーザが買い注文または売り注文を開始して入力したい場合に、この情報は、キーボードのような、任意の入力デバイス110を介してキー局108aへ入力されることができる。好ましくは、つぎにこの注文は、キー局108aでローカル・サマリー・オーダー・ブックを妥当性確認され、更新される。注文が入力され、妥当性確認され、キー局108a上のローカル・サマリー・オーダー・ブックが更新された後に、注文情報から作成された取引メッセージは、構築され、コンピュータ・システム102へ送信される。受信時に、取引メッセージは、コンピュータ・システム102によりタイム・スタンプを押される。取引メッセージが受信され、タイム・スタンプを押されると、つぎにコンピュータ・システム102は、取引メッセージを受信していることをそれに報告するキー局108aへ確認メッセージを返送する。キー局108aの表示は、取引メッセージが確認されるまで、『処理』、または同様のものを読み出すことができる。つぎに取引メッセージは、当該の契約についてのデータベース114に含まれたオーダー・ブックに対してコンピュータ・システム102により、好ましくは処理される。

20

【0118】

確認注文が処理されオーダー・ブックに追加されると、そのエントリは、オーダー・ブックのデータベース114に含まれた既存の買い注文または売り注文に対してマッチングされることができる。いずれかの処理を完了すると、コンピュータ・システム102は、オリジネータのキー局108a、及び相手方当事者のキー局108bのような分散ネットワーク内の潜在的にいずれかの他のキー局へ返送される出力メッセージを生成することができる。この出力メッセージは、オリジネータのキー局108a、または相手方当事者のキー局108b上に表示されることが可能である、1つ以上のマッチングされた注文のリストのような、いずれかの情報を配信することができる。キー局からの単一の取引メッセージは、それが買い値または売り値であろうとなかろうと、0、1つまたは複数のマッチングをもたらす可能性がある。マッチングが発生する場合に、それは、最高額から最低額への順序でオリジネータのキー局108a、または相手方当事者のキー局108bの画面上に表示されることができる。つぎに、ユーザは、自由に、いずれかの市場規則に従い、最高にマッチングした注文を選択し、それを受け入れる、または拒否するかのいずれか一方である。

30

40

【0119】

最高額の、及び最低額の注文は、相対的である。買い値側930で、最高値を有する『最高額』の注文ボックスは、売り注文とマッチングされたすべての注文ボックスのスタックの最上部にランク付けされるため、それより下のすべての注文ボックスは、より低い値を有する買い注文を表す。売り値側940で、最低値を有する『最高額』の注文ボックスは、買い注文とマッチングされたすべての注文ボックスのスタックの最底部にランク付け

50

されるため、それより上のすべての注文ボックスは、より高い値を有する売り注文を表す。このようにして、買い注文及び売り注文ボックスの両方は、値が最上部で最高から最底部で最低に下る状態で、値によりソートされる。

【0120】

図9で示されるように、オーダー・ブックの注文の時間エントリは、値の列908から外側へ広がる。買い値側930が左にあり、売り値側940が右にある場合に、つぎに買い値側930で、最も古い注文は、一番右側にありこの列に最も近く、最も新しい注文は、左側にありこの列から最も遠い。同様に、売り値側940で、最も古い注文は、一番左側にあり列に最も近く、最も新しい注文は、右側にあり列から最も遠い。この方式で、買い値側で『最高額』の注文は、スタックの最上部にランク付けされ列に最も近く、買い値側で『最低額』の注文は、最底部にランク付けされ列から最も遠い。同様に、売り値側で『最高額』の注文は、スタックの最底部にランク付けされ列に最も近く、売り値側で『最低額』の注文は、最上部にあり列から最も遠い。市場規則に基づき、それは、最高額の買い注文、及び最高額の売り注文間で値のスプレッド906があることは、可能であることができる。

10

【0121】

著作者は、新規公募の部分としてオーダー・ブックに売り注文を記録することで記述されたシステムを使用して契約を売却することができる。このように行うことで、著作者は、任意の数の技術を使用して、たとえば、オークション技術のような最高のオファーを求めることができることで、彼らは、好ましい売り値を公表せずに、ユーザから買い値オファーを同時に求め、将来の買い手が提示したい最大の価格を公開させる。あるいは、契約の保有者は、同時に買い値を求めながら、オーダー・ブックに売り注文を記録すること、及び好ましい売り値を明らかにすることで契約を売却しようとするすることができる。

20

【0122】

属性は、本システムに従い判定されると、クリエイティブ制作物は、公開モジュール、または公開エンジン1100を介してメディアに定着し、商業的利用のような、さまざまな目的のいずれかを満たすことができる。公開エンジン1100は、コンピュータ・システム102に常駐するコンピュータ実行可能インストラクション・モジュールである。図11は、インターネット・プロトコル・テレビ(IPTV)技術、オーバーザトップ(OTT)技術、または同様のものを介して出力デバイス110のような、メディアに作品を定着させる、機械可読インストラクションを使用する例示的な公開エンジンを示す。このような公開エンジンは、図12a~12fを参照して本明細書で以下に記述されるような機能を有するメディア・プレイヤーを含むことができ、作品は、任意の数のパラメータに応じて複数のウィンドウにパースされることができる。このようにして、たとえば、一方の実施形態において、ウィンドウは、サーバから非可逆的オーディオ/ビデオ・ファイルを提供することで作品の部分を公開することができる(図12c)。他方の実施形態において、ウィンドウは、各パケットに提供されたデータに加えて、複数のパケット(パケット₁₁、...、パケット_{mn}) (図12d)、または単一のパケット(パケット_{mn}) (図12e, 12f)を提供することで作品を公開することができる。各データ及びパケットの組み合わせは、たとえば、非可逆的オーディオ/ビデオ・ファイルの作品の別の部分を公開するウィンドウとともに、同時に(図12a、12b)、または代替に提供されることができる。

30

40

【0123】

公開エンジン1100は、そのサービスを配信する機能的支援コンポーネントを必要とする。このように、公開エンジンは、提案されたクリエイティブ制作物コンポーネント1120、データ・コンポーネント1130、及びグラフィカル・ユーザ・インタフェース・コンポーネント1140を含む。公開エンジンは、さまざまなコンポーネントからなるように記述されるが、多少のコンポーネントは、メディア・エンジンを含み、まださまざまな実施形態の範囲内にあることができる。

【0124】

50

ユーザは、コンピュータ・システム 102 によりデータベース 114 から提供され、1 つ以上のウィンドウ 1220 が出力デバイス 110 を介してレンダリングされる方式を決定するグラフィック・ユーザ・インタフェース・コンポーネント 1140 を介して表示された、たとえば、非可逆的オーディオ/ビデオ・ファイル、電子パケット内のデータ、または同様のもののような、電子オブジェクトまたはデータ・コンポーネントとして表現されることができる作品とインタラクトすることが可能である。ウィンドウは、グラフィカル・ユーザ・インタフェース・コンポーネント 1140 で制御 1210 により規制されることができるため、いずれかのウィンドウは、いずれかの方式で表示されることができる。ウィンドウ内のパケットは、いずれかの設定で、及びいずれかのサイズで具体化されることができる(図 12d、図 12e、図 12f)。パケットは、他のパケットと、別々に(図 12e、図 12f)、または同時に(図 12d)出現することができる。それらは、他のウィンドウ内の作品の属性に関連して同期して、または非同期で出現することができる(図 12a、図 12b)。

10

20

30

40

50

【0125】

作品は、作品コンポーネント 1120 及びデータ・コンポーネント 1130 からメディア・プレイヤー 1200 に提供されることができる。メディア・プレイヤーを使用して、データで作品の属性を調整することが可能であるため、データベース 114 からパケットに提供されたデータは、静的、動的またはインタラクティブであり、たとえば、コンピュータ実行可能インストラクション、ビデオ、オーディオ・データ、グラフィック、テキスト、または同様のものを含むことができる。このデータは、たとえば、コンピュータ実行可能コード(たとえば、フラッシュ、JavaScript(登録商標、以下同じ)など)、非可逆的ビデオ/オーディオ・ファイル(たとえば、MPEG、WAVなど)、画像ファイル(たとえば、JPEG、GIFなど)、テキスト・ファイル(たとえば、TXT、RTFなど)、または同様のもののようないずれかのフォーマットであることができる。データは、たとえば、C++、JavaScript、Perl、Python、Ruby、PHP、HTML、または同様のもののような、任意の既知の、またはまだ開発されていないコンピュータ実行可能プログラミング・プロトコル、規格または言語の使用によりパケットでレンダリングすることができる。静的データは、作品上でいずれのアクションも実行しないとみなされることができる。動的データは、作品または作品の属性を制御するために使用される程度まで、作品上でアクションを実行するとみなされることができる。インタラクティブ・データは、ウェブページのようなハイパーリンクされたドキュメントでのアクションのような、作品から独立して任意のアクションを実行するとみなされることができる。

【0126】

制限なしで、公開されたクリエイティブ制作物と関連したデータベースからパケットに電子オブジェクトまたはデータ・コンポーネントを提供する権利は、メディア・プレイヤー 1200 で媒介されるように、契約のそれへ類似した方式でシステムで取引されることもできる。

【0127】

メディア・プレイヤー 1200 は、ソフトウェア開発キット、及びプログラミング言語で 1 つ以上のアプリケーション・プログラミング・インタフェースの実装を介して手動で、またはたとえば、ソーシャル・メディア共有アクションのようなアクションにより自動で有するいずれかの手段により、いずれかのソフトウェア・パッケージ、フレームワーク、ハードウェア・プラットフォーム、コンピュータ・システム、モバイル・アプリケーション、オペレーティング・システムまたはいずれかの同様のプラットフォームに組み込まれることができる。この方式で、クリエイティブ制作物は、いずれかの手段により、たとえば、図 12g で示されるようなウェブサイト、またはスマート・フォン、コンピュータ・タブレット、パーソナル・コンピュータ、スマート・テレビ、IPTV プレイヤ、OTT 技術、若しくは同様のもののようないずれかの出力デバイス 110 上で、モバイル・アプリ、TV アプリ、若しくは同様の他の箇所のようないずれかの他のコンテンツに組み込ま

ることができる。この方式で、クリエイティブ制作物の属性は、どこで作品を公開しても発見可能にされることが可能である。

【0128】

図12hを参照して、メディア・プレイヤー1200のインタフェースを示す。特に、メディア・プレイヤー1200のインタフェースは、第一部分1291及び第二部分1292を含むことが可能である。第一部分1291は、デジタル映像作品を提示する。第二部分1292は、デジタル映像作品の少なくとも一部分の権利を保有する入札する当事者（本明細書で権利保有者）に関する1つ以上のデジタル・オブジェクト1293、1294を提示するように構成される。権利保有者のうちの1人と関連したデジタル映像作品の1つ以上の部分がデジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、それぞれの当事者と関連した1つ以上のデジタル・オブジェクト1293、1294をメディア・プレイヤー1200のインタフェースの第二部分1292内に提示する。

10

【0129】

1つの形式で、メディア・プレイヤーは、映像作品をホストするサーバ処理システムまたは別の処理システムによりアクセス可能なメモリに格納されるコンピュータ・プログラムである。コード片、たとえば、JavaScriptコード片は、ウェブページを定義するコードに組み込まれることが可能であり、ウェブページは、インターネットのようなネットワークを介して、ウェブ・ブラウザを介して、または同様のものを介してサーバ処理システムと通信する、視聴処理システムにより視聴されることが可能である。ウェブページのJavaScriptコード片の解釈または実行は、メディア・プレイヤー・コンピュータ・プログラムへのアクセス権を有するサーバ処理システムとの通信をもたらす。結果として、データは、メディア・プレイヤーのインタフェースを示す視聴処理システムへ転送され戻される。メディア・プレイヤーのインタフェースは、ウェブページのフレーム内に提示されることが可能である。

20

【0130】

サーバ処理システムから受信したデータは、サーバ処理システムからストリーミングされることが可能であるデジタル映像データ、及びデジタル映像データと関連した作品の少なくとも一部分への1つ以上の権利を保有する1人以上の当事者らを示す権利データを含むことが可能である。権利データは、ストリーミングされることができ、再生進行に基づき必要なときに、すべての権利データが単一のデータ・ブロック内で受信される、または複数の部分内に断続的に転送されることは、可能である。権利データは、デジタル映像作品を示すデータのメタデータであることが可能である。

30

【0131】

この権利データは、デジタル映像作品の1つ以上の部分と関連した1人以上の権利保有者、及びこれらの権利保有者が保有するデジタル映像作品の1つ以上の期間を示すことが可能である。たとえば、権利データは、デジタル映像作品の再生を提示するメディア・プレイヤー・インタフェース1200の第一部分1291内で視聴可能である俳優が演奏するギターを権利保有者が提供した、1:06~2:04分間の期間にそれを示すことができる。結果として、このギターを提供した権利保有者と関連した1つ以上のデジタル・オブジェクト1293、1294は、メディア・プレイヤーの第二部分内に提示される。デジタル映像作品の再生を続ける場合に、メディア・プレイヤー・インタフェース1200の第二部分内に提示される1つ以上のデジタル・オブジェクト1293、1294がさまざまな権利保有者により保有されたさまざまな権利に基づき変更されることを理解するであろう。このようにして、メディア・プレイヤー・インタフェース1200の第二部分内への1つ以上のデジタル・オブジェクト1293、1294の提示は、デジタル映像作品の再生の特定の期間により同期される。権利保有者についての期間が経過すると、1つ以上のデジタル・オブジェクト1293、1294は、インタフェース1200の第二部分1292内にもはや視覚的に提示されることができない。

40

【0132】

1つ以上のデジタル・オブジェクトは、デジタル映像作品の一部分の権利保有者と関連

50

する、ロゴ、画像、テキスト、アニメーション、実行可能スクリプト若しくはプログラム、ハイパーリンクとして具体化されるURL、または同様のもののいずれかであることができる。さらに具体的には、上記の実施例に関して、入札する当事者がデジタル映像作品の一部への権利を確保し、権利保有者になるときに、1つ以上のデジタル・オブジェクトを示すデータは、サーバ処理システムによりデータベース内にアップロードされ、格納されることができる。デジタル映像作品が完成する、またはメディアに定着するとき、つぎにデジタル・オブジェクトと関連したデータベース内に格納されたデータは、サーバ処理システムにより使用され、この機能性を提供することが可能である。

【0133】

権利データが権利保有者と関連したURLを示すイベントにおいて、メディア・プレイヤー1200の第二部分1292は、視聴処理システムの入力デバイスを使用して、視聴処理システムの視聴ユーザにより選択されることが可能であるメディア・プレイヤー1200の第二部分1292内に提示された、1つ以上のハイパーリンク1294、またはインタラクティブ部分1293を含むことが可能である。選択の結果として、新規のウィンドウ、またはタブは、URLと関連したウェブページを提示するウェブ・ブラウザにより開かれることが可能である。たとえば、上記のギターの実施例を続行して、ギターを提供した権利保有者と関連した第二パネルの対応するインタラクティブ部分1293の選択は、視聴ユーザがこのギターを注文して購入することを可能にする、視聴ユーザに提示されるウェブページをもたらすことが可能である。

【0134】

さらに変形形態において、サーバ処理システムから視聴処理システムにより受信したデータは、1人以上の権利保有者が保有する権利と関連したデジタル映像作品の一部の境界線1295を示す境界線データを追加で含むことが可能である。権利データについて上記へ同様に、境界線データは、デジタル映像作品の現在の再生に基づき必要なときに、単一のブロック内で、または代替に複数の部分内で受信されることができる。上記のギターの実施例を続行して、境界線データは、デジタル映像作品の再生中に俳優が演奏しているギターについての境界線1295をほぼ画定する物理的な空間を画定することが可能である。図12hで示された境界線1295が視聴可能であるが、これが単にわかりやすくするためであり、一般的に、視聴ユーザが境界線1295を視聴不可能であることを理解するであろう。視聴処理システムは、サーバ処理システムから受信したデータにより、視聴処理システムの入力デバイスが境界線データにより画定された境界線1295内の領域を選択する、またはこの領域とインタラクトするときに検出するように構成される。たとえば、視聴ユーザは、ギターに近い領域上にマウス・デバイスと関連したカーソルを移動させることができる。応答して、視聴処理システムは、権利保有者と関連したアクションを実行するように設定される。例えば、それぞれの権利保有者と関連した第二部分1292内に提示されたデジタル・オブジェクト1293、1294は、メディア・プレイヤー1200のインタフェースの第二部分1292内に強調表示されることができる。加えて、ユーザが境界線データの境界線1295内に画定されたデジタル映像作品の領域を選択するイベントにおいて、視聴処理システムは、メディア・プレイヤー1200の第二部分1292内に提示されたデジタル・オブジェクトを選択することと関連する同一のアクションを実行することができる。たとえば、視聴ユーザは、俳優が演奏しているギターと関連した境界線1295により画定された領域内にカーソルを移動させると、メディア・プレイヤー1200の第二部分1292内のそれぞれのデジタル・オブジェクトは、応答して強調表示されることができ、つぎに視聴ユーザが境界線1295内の領域を選択する（たとえば、ギター上で、マウス・デバイスでクリックすること、または指でタップすること）場合に、新規のウィンドウまたはタブは、権利保有者と関連したウェブページを示すウェブ・ブラウザ内で開く。たとえば、俳優が演奏しているギターを視聴ユーザが購入することを可能にするウェブページは、メディア・プレイヤー・インタフェース1200の第一部分の画定された境界線内の領域を選択することに応答して提示されることができる。この境界線がデジタル映像作品の映像提示内のそれぞれのオブジェクトを完全に囲まない可能性

10

20

30

40

50

があるが、境界線 1 2 9 5 及びオブジェクトにより画定された領域のいくつかの重複が少なくともあることを理解するであろう。権利保有者についての境界線がデジタル映像作品の再生中に移動することが可能である（たとえば、俳優がデジタル映像作品中で移動することができるため、境界線がそれに応じて移動する）ことを理解するであろう。境界線データは、メディア・プレイヤーの第一部分内に境界線を画定する物理的な座標のような空間属性、及びこの空間属性により画定された領域に境界線が存在する期間を定める時間属性を含むことが可能である。

【 0 1 3 5 】

1 人より多い権利保有者が同時に提示されるデジタル映像作品の一部を保有するイベントにおいて、1 セットより多いデジタル・オブジェクトがメディア・プレイヤーの第二部分 1 2 9 2 内に提示されることが可能であることを理解するであろう。たとえば、図 1 2 h の実施例を続行して、境界線は、またデジタル映像作品内に表示されたギターと同時にあるマイクロフォン周囲に画定されることができる。

10

【 0 1 3 6 】

多くの修正形態は、本発明の範囲から逸脱することなく当業者に明らかであろう。

【 0 1 3 7 】

いずれかの先行刊行物（またはそれから得られる情報）へ、または既知であるいずれかの事項への本明細書での言及は、本明細書が関連する努力傾注分野での共通の一般的な知識の部分を先行刊行物（またはそれから得られる情報）、または既知の事項が形成する提案の認可、または承認、またはいずれかの形式ではなく、これとしてとられるべきではない。

20

【 0 1 3 8 】

以下の第 I ~ V I I 節は、本明細書を解釈する指針を提供する。

第 I 節 用語

用語「製品」は、明示的に別段の定めがない限り、いずれかの機械、製作品及び/または組成物を意味する。

【 0 1 3 9 】

用語「プロセス」は、明示的に別段の定めがない限り、いずれかのプロセス、アルゴリズム、方法または同様のものを意味する。

【 0 1 4 0 】

各プロセス（方法、アルゴリズムまたはその他のものと言われても言われなくても）は、1 つ以上のステップを本質的に含むため、プロセスの「単一のステップ」または「複数のステップ」へのすべての参照は、用語『プロセス』または同様の用語の単なる引用に内在的な先行詞を有する。したがって、プロセスの『単一のステップ』または『複数のステップ』への請求項のいずれかの参照は、十分な先行詞を有する。

30

【 0 1 4 1 】

用語「発明」及び同様のものは、明示的に別段の定めがない限り、「本明細書に開示された 1 つ以上の本発明」を意味する。

【 0 1 4 2 】

用語「an embodiment（実施形態）」、「embodiment（実施形態）」、「embodiments（実施形態）」、「the embodiment（前記実施形態）」、「the embodiments（前記実施形態）」、「one or more embodiments（1 つ以上の実施形態）」、「some embodiments（いくつかの実施形態）」、「certain embodiments（特定の実施形態）」、「one embodiment（1 つの実施形態）」、「another embodiment（別の実施形態）」及び同様のものは、明示的に別段の定めがない限り、「開示された本発明（複数可）の 1 つ以上の（すべてではないが）実施形態」を意味する。

40

【 0 1 4 3 】

発明の用語「変形形態」は、明示的に別段の定めがない限り、本発明の実施形態を意味

50

する。

【0144】

実施形態を記述する際の「別の実施形態」への参照は、明示的に別段の定めがない限り、参照された実施形態が別の実施形態（たとえば、参照された実施形態の前に記述された実施形態）と相互排他的であることを意味しない。

【0145】

用語「including（含むこと）」、「comprising（含むこと）」及びそれらの変形形態は、明示的に別段の定めがない限り、「限定されないが含むこと」を意味する。

【0146】

用語「a」、「an」及び「the」は、明示的に別段の定めがない限り、「1つ以上」を意味する。

【0147】

用語「plurality（複数）」は、明示的に別段の定めがない限り、「2つ以上」を意味する。

【0148】

用語「herein（本明細書で）」は、明示的に別段の定めがない限り、「参照により援用されることができるものを含む、本明細書で」を意味する。

【0149】

語句「at least one of（少なくとも1つの）」は、明示的に別段の定めがない限り、このような語句が複数のもの（ものの列挙されたりストのような）を修飾するときに、これらのもののうちの1つ以上のいずれかの組み合わせを意味する。たとえば、語句「部品、車及びホイールのうちの少なくとも1つ」は、（i）部品、（ii）車、（iii）ホイール、（iv）部品及び車、（v）部品及びホイール、（vi）車及びホイール、または（vii）部品、車及びホイールのいずれか1つを意味する。語句「少なくとも1つの」は、このような語句が複数のものを修飾するとき、複数のものの「のそれぞれのうちの1つ」を意味しない。

【0150】

「1」、「2」などのような、数に関する用語は、何かの量（たとえば、1つの部品、2つの部品）を示す基数として使用されるとき、その数に関する用語により示された少なくとも量を意味しないが、その数に関する用語により示された量を意味する。たとえば、語句「1つの部品」は、「少なくとも1つの部品」を意味しないため、語句「1つの部品」は、たとえば、2つの部品を含まない。

【0151】

語句「に基づき」は、明示的に別段の定めがない限り、「にのみ基づき」を意味しない。換言すれば、語句「に基づき」は、「にのみ基づき」、及び「に少なくとも基づき」の両方を説明する。語句「に少なくとも基づき」は、語句「に少なくとも部分的に基づき」に相当する。

【0152】

用語「represent（表現する）」及び同様の用語は、明示的に別段の定めがない限り、排他的ではない。たとえば、用語「represents（表現する）」は、明示的に別段の定めがない限り、「represents only（のみを表現する）」を意味しない。換言すれば、語句「データがクレジット・カード番号を表現する」は、「データがクレジット・カード番号のみを表現する」、及び「データがクレジット・カード番号を表現し、データが何か他のものも表現する」の両方を説明する。

【0153】

用語「whereby（それにより）」は、先に明示的に列挙される何かの意図された結果、目的または影響のみを表現する節、または単語の他のセットに先行するためのみに本明細書で使用される。このようにして、用語「whereby（それにより）」は、請求項で使用されるときに、用語「whereby（それにより）」が修飾する節または他

10

20

30

40

50

の単語は、請求項の特定のさらなる制限を確立しない、またはその他の方法で請求項の意味若しくは範囲を制限する。

【0154】

用語「e.g. (たとえば)」、及び同様の用語は、「for example (たとえば)」を意味するため、それが説明する用語または語句を限定しない。たとえば、文「the computer sends data (e.g., instructions, a data structure) over the Internet (コンピュータは、インターネット経由でデータ(たとえば、インストラクション、データ構造)を送信する)」で、用語「e.g. (たとえば)」は、「instructions (インストラクション)」はコンピュータがインターネット経由で送信することができる「data (データ)」の実施例であることを説明し、また「a data structure (データ構造)」はコンピュータがインターネット経由で送信することができる「data (データ)」の実施例であることを説明する。しかしながら、「instructions (インストラクション)」及び「a data structure (データ構造)」の両方は、「data (データ)」の単に実施例であり、「instructions (インストラクション)」及び「a data structure (データ構造)」に加えて他のものは、「data (データ)」であることが可能である。

10

【0155】

用語「i.e. (すなわち)」及び同様の用語は、「that is (すなわち)」を意味するため、それが説明する用語または語句を限定する。たとえば、文「the computer sends data (i.e., instructions) over the Internet (コンピュータは、インターネット経由でデータ(すなわち、インストラクション)を送信する)」において、用語「i.e. (すなわち)」は、「instructions (インストラクション)」はコンピュータがインターネット経由で送信する「data (データ)」であることを説明する。

20

【0156】

任意の所与の数値範囲は、その範囲内の数の整数及び小数を含むものとする。たとえば、範囲「1~10」は、1~10(たとえば、2, 3, 4, . . . 9)間の整数、及び非整数(たとえば、1.1, 1.2, . . . 1.9)を具体的に含むように解釈されるものとする。

30

【0157】

第II節 determining (決定すること)

用語「determining (決定すること)」及びそれらの文法的変異形(たとえば、to determine a price (価格を決定すること)、determining a value (値を決定すること)、determine an object which meets a certain criterion (特定の基準を満たすオブジェクトを決定する))は、きわめて広義で使用される。用語「determining (決定すること)」は、多種多様なアクションを含むため、「determining (決定すること)」は、計算すること、コンピュータで計算すること、処理すること、導出すること、調査すること、調べること(たとえば、テーブル、データベースまたは別のデータ構造内を調べること)、解明すること、及び同様のことを含むことが可能である。また、「determining (決定すること)」は、受信すること(たとえば、情報を受信すること)、アクセスすること(たとえば、メモリ内のデータにアクセスすること)、及び同様のことを含むことが可能である。また、「determining (決定すること)」は、解決すること、選定すること、選択すること、確立すること、及び同様のことを含むことが可能である。

40

【0158】

用語「determining (決定すること)」は、確実性、または完璧な正確さを意味しないため、「determining (決定すること)」は、推定すること、外挿すること、予測すること、推測すること、及び同様のことを含むことが可能である。

50

【0159】

用語「determining（決定すること）」は、数学的な処理を実行しなければならないことを意味せず、数値的な方法を使用しなければならないことを意味せず、アルゴリズムまたはプロセスを使用することを意味しない。

【0160】

用語「determining」は、任意の特定のデバイスを使用しなければならないことを意味しない。たとえば、コンピュータは、必ずしもdetermining（決定すること）を実行する必要はない。

【0161】

第III節 Indication（指示）

用語「indication（指示）」は、きわめて広義で使用される。用語「indication（指示）」は、とりわけ、何か他のものの兆候、症状、または象徴を含むことができる。

【0162】

用語「indication（指示）」は、サブジェクト、アイテム、エンティティ、及び/または他のオブジェクト及び/またはアイデアを示す、またはこれらと関連する、任意のインディシア及び/または他の情報を参照するために使用されることができる。

【0163】

本明細書で使用されるように、語句「information indicative of（を示す情報）」及び「indicia（インディシア）」は、関連するエンティティ、サブジェクト、またはオブジェクトを表現する、記述する、及び/またはその他の方法でこれと関連するいずれかの情報を参照するために使用されることができる。

【0164】

情報のインディシアは、たとえば、コード、リファレンス、リンク、信号、識別子、及び/またはそれらのいずれかの組み合わせ、及び/またはこの情報と関連したいずれかの他の情報を提供する表現を含むことができる。

【0165】

いくつかの実施形態において、情報のインディシア（または情報を示す）は、情報自体、及び/または情報のいずれかの部分または構成要素である、またはこれを含むことができる。いくつかの実施形態において、indication（指示）は、要求、懇請、放送、及び/または情報収集及び/または普及のいずれかの他の形態を含むことができる。

【0166】

第IV節 文の形式

第一の請求項の制限は、特徴のうちの1つ、及び特徴のうちの1つより多くを網羅し（たとえば、「少なくとも1つの部品」のような制限は、1の部品、及び1つより多い部品を網羅し）、第一の請求項に依存する第二の請求項で、第二の請求項は、定冠詞「the」を使用して、この制限を参照し（たとえば、「the widget（前記部品）」）、これは、第一の請求項が特徴のうちの1つのみを網羅することを意味せず、これは、第二の請求項が特徴のうちの1つのみを網羅することを意味しない（たとえば、「the widget（前記部品）」は、1つのwidget（部品）及び1つより多いwidget（部品）の両方を網羅することが可能である）。

【0167】

序数（「第一」、「第二」、「第三」及びその他のもののような）を用語の前の形容詞として使用するとき、その特定の特徴を、同一の用語により、または類似した用語により記述される別の特徴と区別するように、その序数を使用して（明示的に別段の定めがない限り）、単に特定の特徴を示す。たとえば、「第一部品」は、単にそれをたとえば、「第二部品」と区別するためにこのように言われることができる。このようにして、用語「部品」の前の序数「第一」及び「第二」の単なる語法は、2つの部品間の任意の他の関係を示さず、同様にいずれか、または両方の部品の任意の他の特性を示さない。たとえば、用語「部品」の前の序数「第一」及び「第二」の単なる語法は、（1）いずれかの部品が

10

20

30

40

50

任意の他の順序の、または位置の前後にくることを示さない、(2) いずれかの部品が任意の他の時間の前後で生じる、または動作すること示さない、(3) いずれかの部品が重要度または品質でのような、任意の他のものにランクの上下を付けることを示さない。加えて、序数の単なる語法は、序数で識別された特徴に数値制限を定義しない。たとえば、用語「部品」の前の序数「第一」及び「第二」の単なる語法は、2つより多い部品があつてはならないことを示さない。

【0168】

単一のデバイスまたは物品を本明細書で記述するとき、1つより多いデバイス/物品(それらが協動してもしなくても)は、記述される単一のデバイス/物品の代わりに代替に使用されることができる。それに応じて、1つのデバイスが備えているように記述される機能性を、1つより多いデバイス/物品(それらが協動してもしなくても)は、代替に備えることができる。

10

【0169】

同様に、1つより多いデバイスまたは物品は、本明細書で記述され(それらが協動してもしなくても)、単一のデバイス/物品は、記述される1つより多いデバイスまたは物品の代わりに代替に使用されることができる。たとえば、複数のコンピュータ・ベースのデバイスは、単一のコンピュータ・ベースのデバイスで代用されることができる。それに応じて、1つより多いデバイスまたは物品が備えているように記述される、さまざまな機能性を、単一のデバイス/物品は、代替に備えることができる。

20

【0170】

記述される単一のデバイスの機能性及び/または特徴は、記述されるが、このような機能性/特徴を有するように明確に記述されない1つ以上の他のデバイスにより代替に具体化されることができる。このようにして、他の実施形態は、記述されたデバイス自体を含む必要がないが、これらの他の実施形態において、このような機能性/特徴を有する1つ以上の他のデバイスを含むことが可能である方がよい。

【0171】

第V節 開示された実施例及び専門用語は制限ではない

本明細書の名称も要約書も、開示された本発明(複数可)の範囲のような制限として決してとられることを意図されない。本明細書で提供された名称、及び節の見出しは、便宜上のみのものであり、決して本開示を制限するものとしてとられてはならない。

30

【0172】

複数の実施形態は、本出願に記述され、例示的な目的のみのために提示される。記述された実施形態は、いかなる意味においても、制限ではない、または制限であることを意図されない。目下開示される本発明(複数可)は、本開示から容易に明らかであるように、複数の実施形態に広く適用可能である。当業者は、構造的、論理的、ソフトウェア、及び電氣的修正形態のような、さまざまな修正形態及び代替物で、開示された本発明(複数可)を実施することができることを認識するであろう。開示された本発明(複数可)の特定の特徴は、1つ以上の特定の実施形態及び/または図面を参照して記述されることができるが、このような特徴が明示的に別段の定めがない限り、参照してそれらが記述される1つ以上の特定の実施形態または図面での使用へ限定されないことを理解するであろう。

40

【0173】

本開示は、本発明(複数可)のすべての実施形態の文字通りの説明ではない。また、本開示は、すべての実施形態に存在しなければならない本発明(複数可)の特徴のリストではない。

【0174】

相互に通信しているように記述されるデバイスは、明示的に別段の定めがない限り、相互に常時通信している必要がない。むしろ、このようなデバイスは、必要に応じて、または望ましい場合に、相互に伝送することのみを必要とし、ほとんどの場合に実際にはデータの交換を控えることができる。たとえば、インターネットを介して別の機械と通信している機械は、長期間(たとえば、数週間に1回)他の機械へデータを送信しないことがで

50

きる。加えて、相互に通信しているデバイスは、1つ以上の中継を介して直接に、または間接的に通信することができる。

【0175】

いくつかの構成要素または機能を含む実施形態の説明は、このような構成要素/機能のすべて、またはさらにこれらのいずれかを必要とすることを意味しない。反対に、さまざまな任意選択の構成要素は、本発明(複数可)の多種多様の可能な実施形態を図示するように記述される。明示的に別段の定めのない限り、構成要素/機能は、必須、または必要ではない。

【0176】

プロセス・ステップ、アルゴリズムまたは同様のものは、特定の順番で記述されることができるが、これらのようなプロセスは、異なる順序で動作するように構成されることができる。換言すれば、明示的に記述されることができる、ステップのいずれかのシーケンスまたは順序は、ステップをその順序で実行する要件を必ずしも示さない。本明細書で記述されるプロセスのステップは、実用的な任意の順序で実行されることができる。さらに、いくつかのステップは、同時に発生しない(たとえば、一方のステップが他方のステップの後に記述されるため)ように記述される、または示されるにもかかわらず、同時に実行されることができる。さらに、図面でその描写によるプロセスの説明は、図示されたプロセスがそれへの他の変形形態及び修正形態を除くことを意味せず、そのステップの図示されたプロセス、またはこれらのうちのいずれかが本発明(複数可)に必要であることを意味せず、図示されたプロセスが好ましいことを意味しない。

10

20

【0177】

プロセスは、複数のステップを含むように記述されることができるが、それは、ステップのすべて、またはいずれかが好ましい、必須である、または必要であることを意味しない。記述された本発明(複数可)の範囲内のさまざまな他の実施形態は、記述されたステップのいくつか、またはすべてを除外する他のプロセスを含む。明示的に別段の定めのない限り、ステップは、必須ではない、または必要ではない。

【0178】

プロセスは、このプロセスが他の製品または方法とインタラクトすることができる実施形態において、単独で、または他の製品若しくは方法を参照しないで記述されることができる。たとえば、このようなインタラクションは、一方のビジネス・モデルを他方のビジネス・モデルへリンクすることを備えることができる。このようなインタラクションは、プロセスの柔軟性または望ましさを高めるために提供されることができる。

30

【0179】

製品は、複数の構成要素、態様、品質、特徴及び/または機能を含むように記述されることができるが、それは、これらの複数のうちのいずれか、またはすべてが好ましい、必須である、または必要であることを示さない。記述された本発明(複数可)の範囲内のさまざまな他の実施形態は、記述されたこれらの複数のうちのいくつか、またはすべてを除外する他の製品を含む。

【0180】

列挙された項目のリスト(番号を付けられても付けられなくてもよい)は、明示的に別段の定めのない限り、項目のいずれか、またはすべてが相互に排他的であることを意味しない。同様に、列挙された項目のリスト(番号を付けられても付けられなくもよい)は、明示的に別段の定めのない限り、項目のいずれか、またはすべてが任意のカテゴリの包括的なものであることを意味しない。たとえば、列挙されたリスト「コンピュータ、ラップトップ、PDA」は、そのリストの3つの項目のいずれか、またはすべてが相互に排他的であることを意味せず、そのリストの3つの項目のいずれか、またはすべてが任意のカテゴリの包括的なものであることを意味しない。

40

【0181】

列挙された項目のリスト(番号を付けられても付けられなくもよい)は、項目のいずれか、またはすべてが互いに均等物である、または互いに容易に置換されることを意味しな

50

い。

【0182】

すべての実施形態は、例示であり、場合に応じて、本発明またはいずれかの実施形態を行う、または実行することを意味しない。

【0183】

第VI節 コンピューティング

本明細書で記述されたさまざまなプロセスがたとえば、適切にプログラミングされた汎用コンピュータ、専用コンピュータ及びコンピューティング・デバイスにより実装されることができるとは、当業者に容易に明らかであろう。典型的に、プロセッサ（たとえば、1つ以上のマイクロプロセッサ、1つ以上のマイクロコントローラ、1つ以上のデジタル信号プロセッサ）は、インストラクションを受信し（たとえば、メモリまたは同様のデバイスから）、これらのインストラクションを実行することで、これらのインストラクションにより定義された1つ以上のプロセスを実行する。

10

【0184】

「プロセッサ」は、1つ以上のマイクロプロセッサ、中央処理装置（CPU）、コンピューティング・デバイス、マイクロコントローラ、デジタル信号プロセッサ、若しくは同様のデバイス、またはこれらのいずれかの組み合わせを意味する。

【0185】

このようにして、プロセスの説明は、このプロセスを実行するための装置の説明に同様である。プロセスを実行する装置は、たとえば、このプロセスを実行するために適切である、プロセッサならびにこれらの入力デバイス及び出力デバイスを含むことが可能である。

20

【0186】

さらに、このような方法（他のタイプのデータと同様に）を実装するプログラムは、複数の方式でさまざまなメディア（たとえば、コンピュータ可読媒体）を使用して格納されることができるとは、当業者に容易に明らかであろう。いくつかの実施形態において、ハードワイヤード回路、またはカスタム・ハードウェアは、さまざまな実施形態のプロセスを実装することが可能であるソフトウェア・インストラクションのいくつか、またはすべての代わりに、またはこれらと組み合わせて使用されることができるとは、当業者に容易に明らかであろう。このようにして、ハードウェア及びソフトウェアのさまざまな組み合わせは、ソフトウェアのみの代わりに使用されることができるとは、当業者に容易に明らかであろう。

30

【0187】

用語「コンピュータ可読媒体」は、コンピュータ、プロセッサまたは同様のデバイスにより読み出されることができ、データ（たとえば、インストラクション、データ構造）を提供する際に関係する、任意のメディア、複数の同一のもの、または異なるメディアの組み合わせを参照する。このようなメディアは、限定されないが、不揮発性メディア、揮発性メディア、及び伝送メディアを含む、多くの形態をとることができる。不揮発性メディアは、たとえば、光または磁気ディスク、及び他の永続メモリを含む。揮発性メディアは、一般的にメイン・メモリを構成する、ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ（DRAM）を含む。伝送メディアは、プロセッサへ結合されたシステム・バスを備えるワイヤを含む、同軸ケーブル、銅線及び光ファイバを含む。伝送メディアは、高周波（RF）及び赤外線（IR）データ通信中に生成されたそれらのような、音波、光波及び電磁気放出を含む、または伝えることができる。一般的な形式のコンピュータ可読媒体は、たとえば、フロッピー・ディスク、フレキシブル・ディスク、ハードディスク、磁気テープ、いずれかの他の磁気媒体、CD-ROM、DVD、いずれかの他の光媒体、パンチ・カード、紙テープ、穴形式を有するいずれかの他の物理的な媒体、RAM、PROM、EPROM、フラッシュEEPROM、いずれかの他のメモリ・チップ若しくはカートリッジ、本明細書の以下に記述されるような搬送波、またはコンピュータが読み出すことが可能であるいずれかの他の媒体を含む。

40

【0188】

さまざまな形式のコンピュータ可読媒体は、プロセッサへデータ（たとえば、インスト

50

ラクションのシーケンス)を搬送する際に伴われることができる。たとえば、データは、(i) R A Mからプロセッサへ配信される、(i i)無線伝送メディア経由で搬送される、(i i i)国際モバイル電気通信 - 2 0 0 0 (I M T - 2 0 0 0)仕様のよう、国際電気通信連合により設定された任意の仕様に準拠する電気通信のために使用された、イーサネット(登録商標)(またはIEEE 8 0 2 . 3)、S A P、A T P、B l u e t o o t h(登録商標)、T C P / I P、T D M A、C D M A、3 G、インターネット・プロトコル・スイート、モバイル・サービスまたはネットワークのような、複数のフォーマット、規格またはプロトコルにより、フォーマットされる、若しくは伝送される、または(i v)プライバシーを確保するために、若しくは当該技術分野で周知のさまざまな方式のいずれかで詐欺行為を防止するために暗号化されることができる。

10

【0189】

このようにして、プロセスの説明は、このプロセスを実行するためのプログラムを格納するコンピュータ可読媒体の説明と同様である。コンピュータ可読媒体は、この方法を実行するために適切であるこれらのプログラム要素を格納する(任意の適切なフォーマットで)ことが可能である。

【0190】

プロセスのさまざまなステップの説明は、すべての記述されたステップが必要とされることを示さない通りに、装置の実施形態は、記述されたプロセスのいくつか(必ずしもすべてではないが)を実行するように動作可能なコンピュータ/コンピューティング・デバイスを含む。

20

【0191】

同様に、プロセスのさまざまなステップの説明は、すべての記述されたステップが必要とされることを示さない通りに、プログラムまたはデータ構造を格納するコンピュータ可読媒体の実施形態は、実行時にプロセッサに記述されたプロセスのいくつか(必ずしもすべてではないが)を実行させることが可能である、プログラムを格納するコンピュータ可読媒体を含む。

【0192】

データベースを記述するが、(i)記述されたこれらへの代替のデータベース構造を容易に用いることができること、及び(i i)データベース以外の他のメモリ構造を容易に用いることができることを、当業者は理解するであろう。本明細書で提示された任意のサンプル・データベースの任意の図面または説明は、情報の格納された表現のための例示的な配置である。任意の数の他の配置は、たとえば、図面または他の箇所に図示されたテーブルにより提案されたこれら以外に用いられることができる。同様に、データベースの任意の図示されたエントリは、例示的な情報のみを表現し、当業者は、エントリの数及びコンテンツが本明細書で記述されたこれらと異なることが可能であることを理解するであろう。さらに、テーブルとしてのデータベースのいずれかの描写にもかかわらず、他のフォーマット(リレーショナル・データベース、オブジェクト・ベースのモデル及び/または分散データベースを含む)は、本明細書に記述されたデータ・タイプを格納して操作するために使用されることが可能である。同様に、データベースのオブジェクト方法またはビヘイビアは、本明細書で記述されるような、さまざまなプロセスを実装するために使用されることが可能である。加えて、データベースは、既知の方式で、このようなデータベースのデータにアクセスするデバイスからローカルに、またはリモートに格納されることができる。

30

40

【0193】

さまざまな実施形態は、1つ以上のデバイスと通信している(たとえば、通信ネットワークを介して)コンピュータを含むネットワーク環境で動作するように構成されることが可能である。コンピュータは、有線または無線メディア(たとえば、インターネット、L A N、W A Nまたはイーサネット(登録商標)、トークン・リング、電話線、ケーブル線、無線チャネル、光通信線、商用オンライン・サービス・プロバイダ、電子掲示板、衛星通信リンク、上記のいずれかの組み合わせ)を介して、直接に、または間接にこれらのデ

50

バイスと通信することができる。各デバイスは、それら自体が、コンピュータ、またはコンピュータと通信するように適合される他のコンピューティング・デバイスを備えることができる。任意の数及びタイプのデバイスは、コンピュータと通信していることができる。

【0194】

実施形態において、サーバ・コンピュータ、または集中型の権限は、必要ではない、または望ましくない可能性がある。たとえば、本発明は、実施形態において、中央権限なしで1つ以上のデバイス上で実施されることができる。このような実施形態において、サーバ・コンピュータに格納されるように記述されたサーバ・コンピュータまたはデータにより実行されるように本明細書で記述された任意の機能は、1つ以上のこのようなデバイスにより実行される、またはこれらに格納されることができる。

10

【0195】

プロセスを記述するが、実施形態において、プロセスは、任意のユーザの介入なしで、動作することができる。別の実施形態において、プロセスは、数人の人間の介入（たとえば、ステップは、人間の支援により、または人間の支援で実行される）を有する。

【0196】

第VII節 35 U.S.C. § 112, 第6パラグラフ

請求項で、語句「means for（についての手段）」、または語句「step for（についてのステップ）」を含む、この請求項の制限は、35 U.S.C. § 112、第6パラグラフをその制限に適用することを意味する。

20

【0197】

請求項で、語句「means for（についての手段）」、または語句「step for（についてのステップ）」を含まないこの請求項の制限は、その制限がその機能を実行するための構造、材料または行為の説明なしで機能を列挙するかどうかにかかわらず、35 U.S.C. § 112、第6パラグラフをその制限に適用しないことを意味する。たとえば、請求項で、この請求項の、または別の請求項の1つ以上のステップを参照する語句「step of（のステップ）」、または語句「steps of（のステップ）」の使用は、35 U.S.C. § 112、第6パラグラフをそのステップ（複数可）に適用することを意味しない。

【0198】

35 U.S.C. § 112、第6パラグラフに従い、指定された機能を実行するための手段またはステップに関して、本明細書、及びそれらの均等物に記述された対応する構造、材料または行為は、指定された機能と同様に追加の機能を実行することができる。

30

【0199】

コンピュータ、プロセッサ、コンピューティング・デバイス、及び同様の製品は、多種多様の機能を実行することが可能である構造である。このような製品は、その製品のメモリ・デバイスに、またはその製品がアクセスするメモリ・デバイスに格納されたプログラムのような、1つ以上のプログラムを実行することで指定された機能を実行するように動作可能であることができる。明示的に別段の定めがない限り、このようなプログラムは、本出願に開示される任意の特定のアルゴリズムのような、任意の特定のアルゴリズムに基づく必要がない。指定された機能を異なるアルゴリズムを介して実装することができること、及び複数の異なるアルゴリズムのいずれかが指定された機能を実行するための単なる設計上の選択肢であることは、当業者に周知である。

40

【0200】

かくして、35 U.S.C. § 112、第6パラグラフに従い指定された機能を実行するための手段またはステップに関して、指定された機能に対応する構造は、指定された機能を実行するためにプログラミングされた任意の製品を含む。このような構造は、このような製品が、(i) 機能を実行するために開示されたアルゴリズム、(ii) 開示されたアルゴリズムに類似するアルゴリズム、または(iii) 機能を実行するための別のアルゴリズム、でプログラミングされるかどうかにかかわらず、機能を実行するプログラミン

50

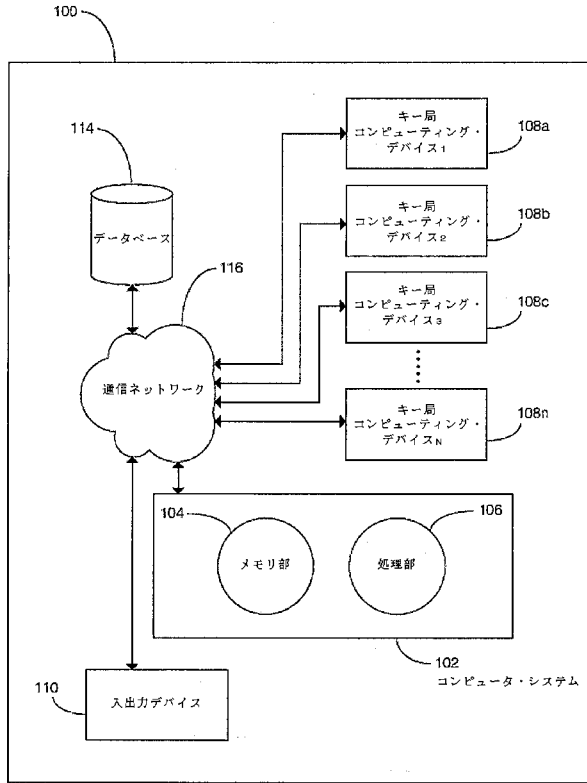
グされた製品を含む。

【符号の説明】

【0201】

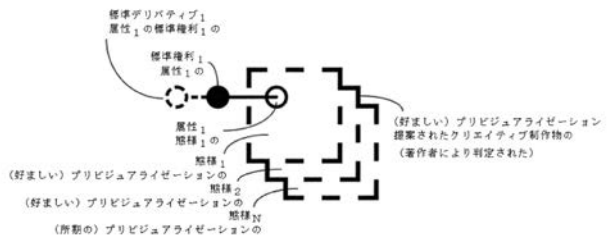
102	コンピュータ・システム	
104	メモリ部	
106	処理部	
108	キー局	
110	入出力デバイス	
114	データベース	
116	通信ネットワーク	10
700	メディア・エンジン	
720	アルバム・コンポーネント	
730	デジタル・メディア編集コンポーネント	
740	タグ付けコンポーネント	
800	マッチング・エンジン	
810	契約コンポーネント	
820	オーダー・ブック・コンポーネント	
830	キー局コンポーネント	
840	マッチング・コンポーネント	
850	清算及び決済コンポーネント	20
860	アカウント・コンポーネント	
1100	公開エンジン	
1120	クリエイティブ制作物コンポーネント	
1130	データ・コンポーネント	
1140	グラフィカル・ユーザ・インタフェース・コンポーネント	
1200	メディア・プレイヤー	

【図 1】

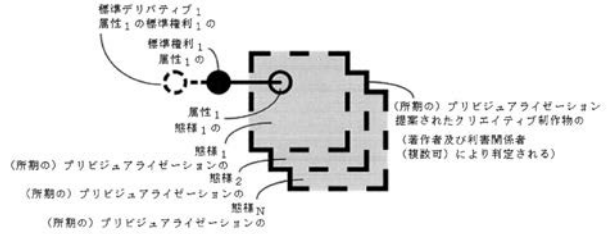


【図 2】

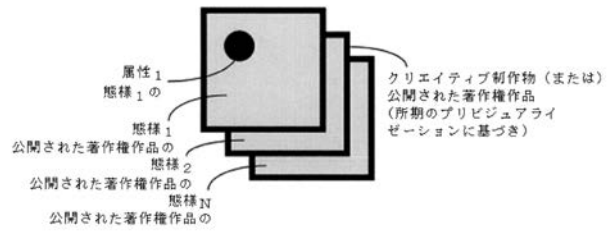
(図 2 a)



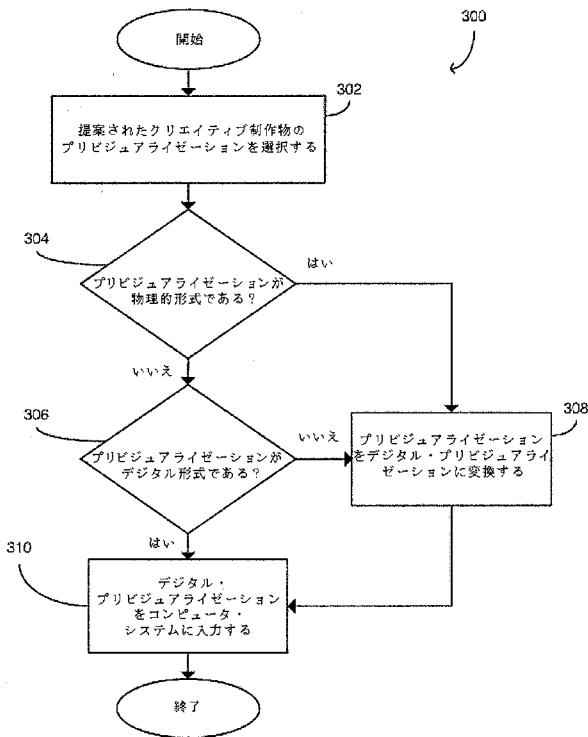
(図 2 b)



(図 2 c)



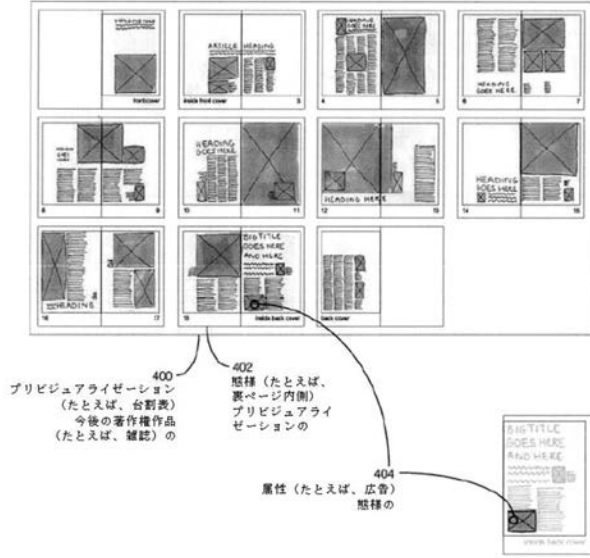
【図 3】



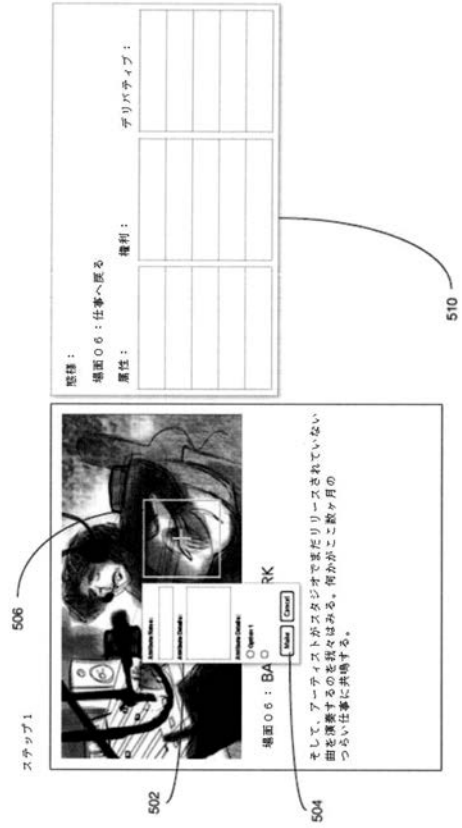
【図 4 a】



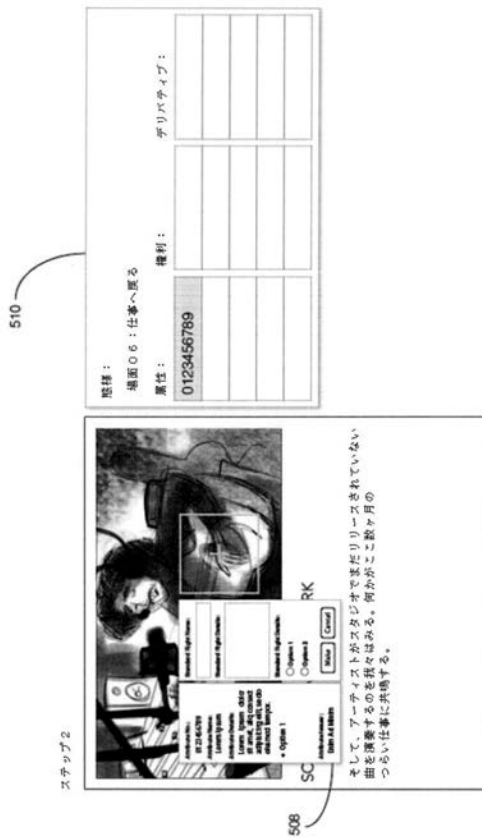
【図4b】



【図5a】



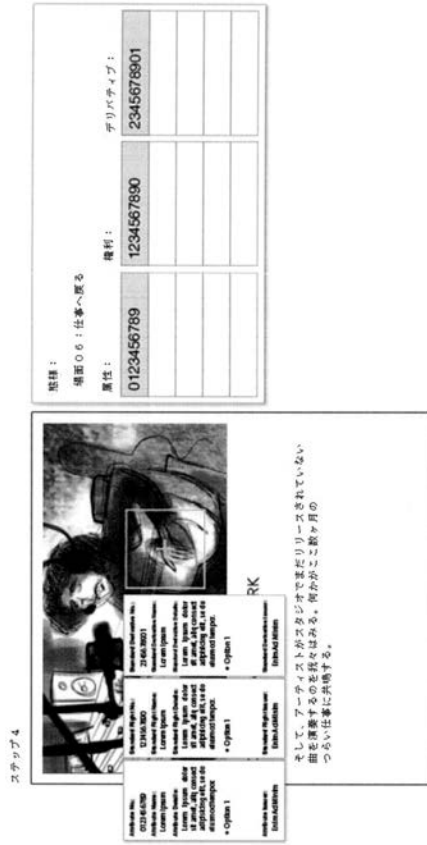
【図5b】



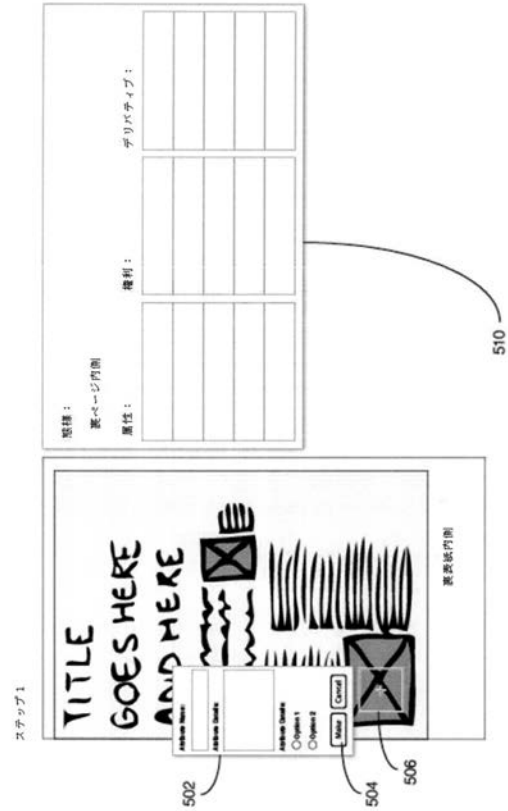
【図5c】



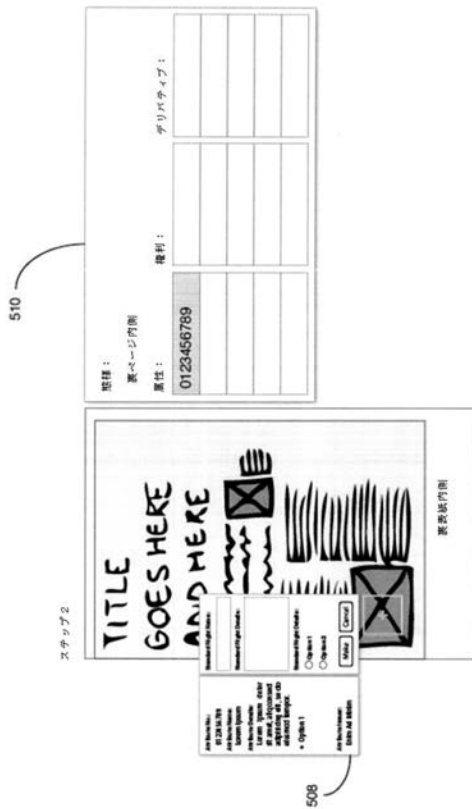
【図 5 d】



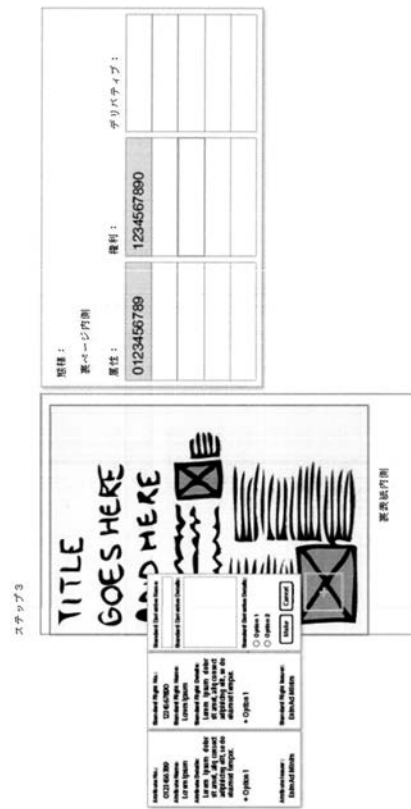
【図 5 e】



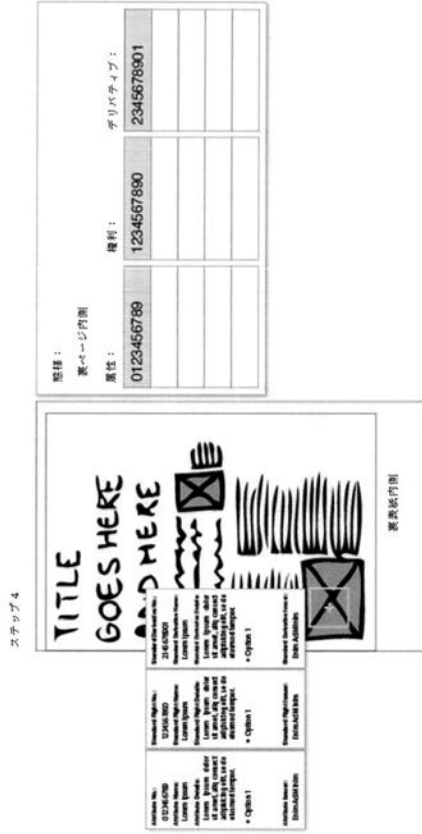
【図 5 f】



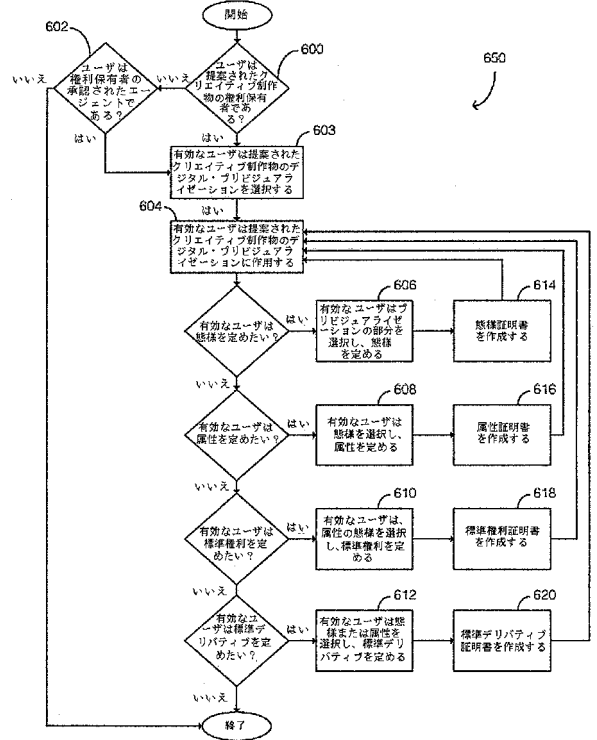
【図 5 g】



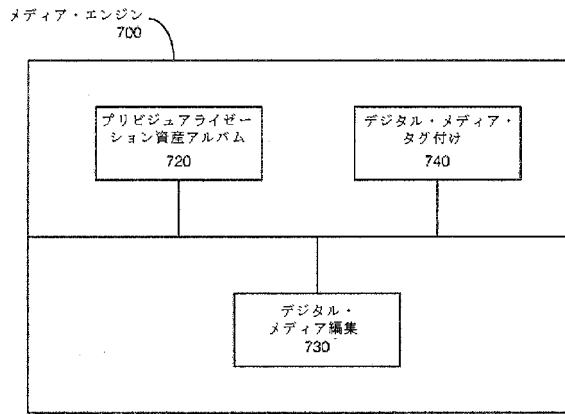
【図5h】



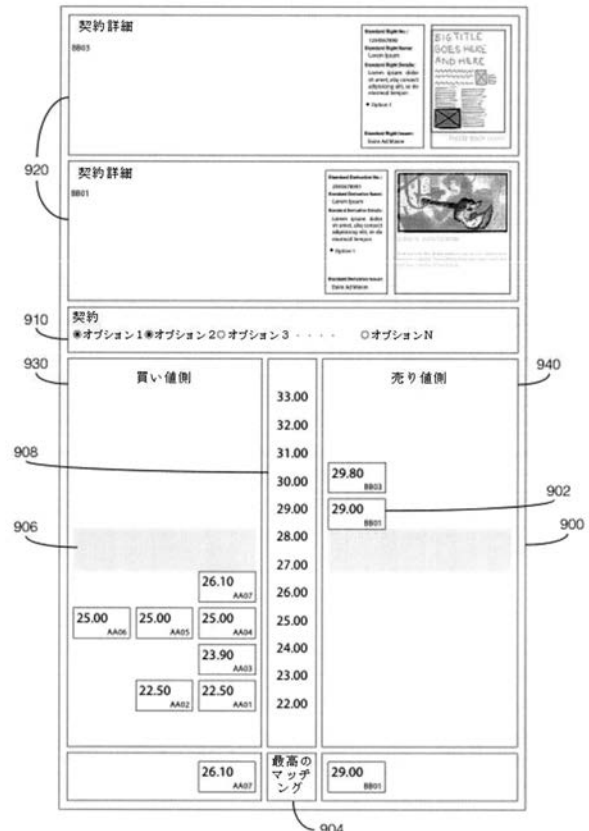
【図6】



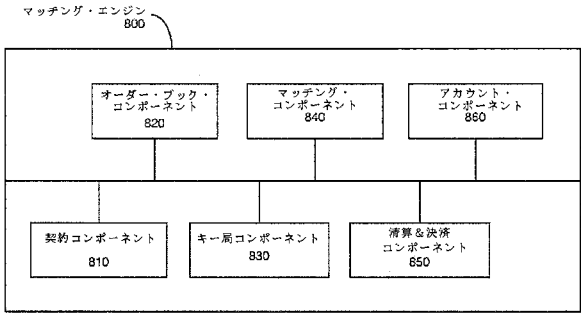
【図7】



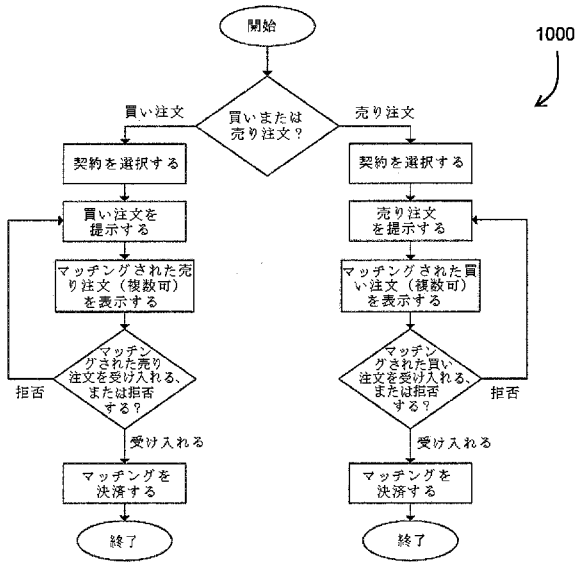
【図9】



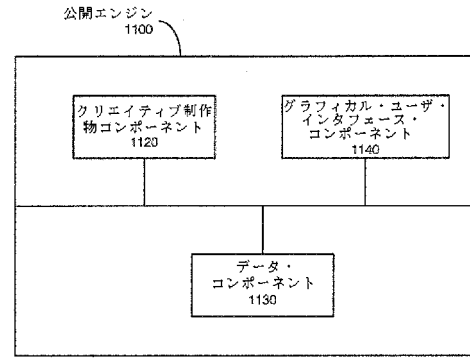
【図8】



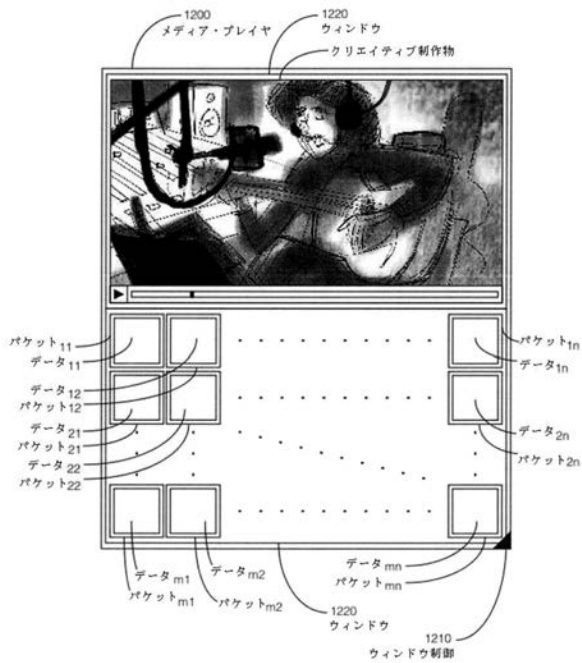
【図10】



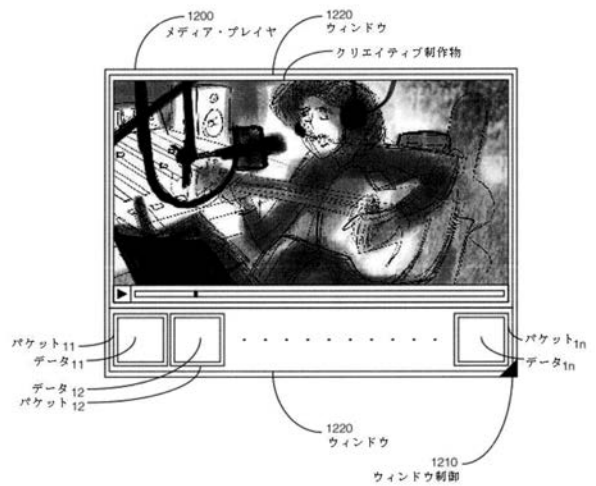
【図11】



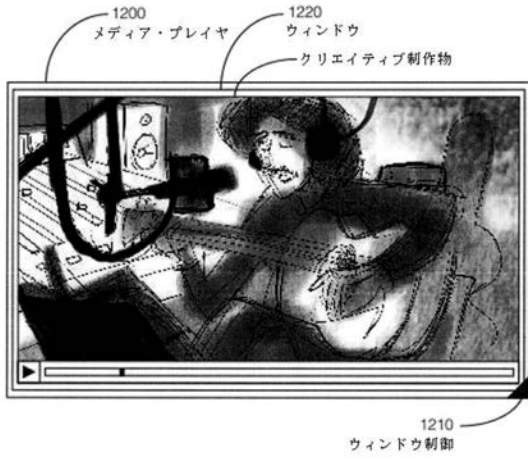
【図12a】



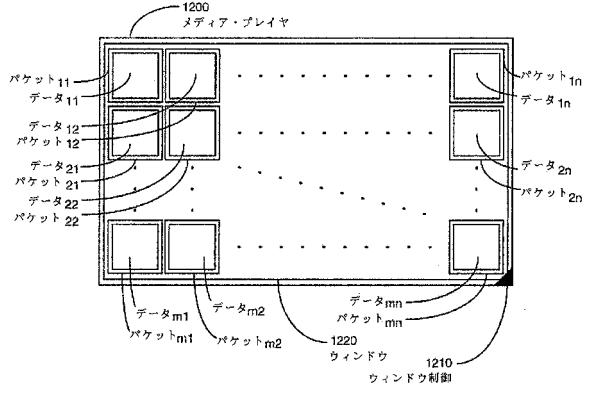
【図12b】



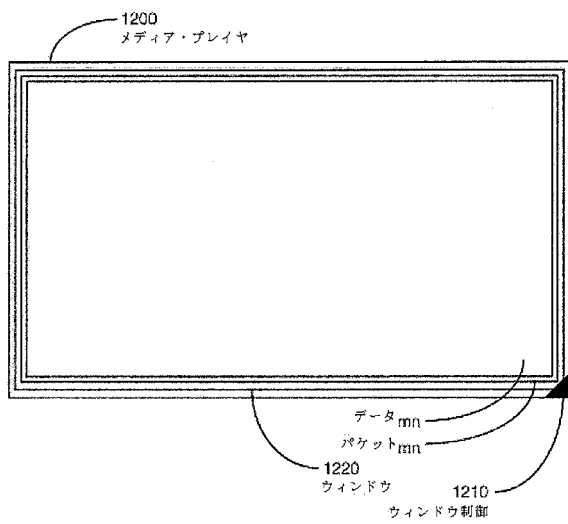
【図 12 c】



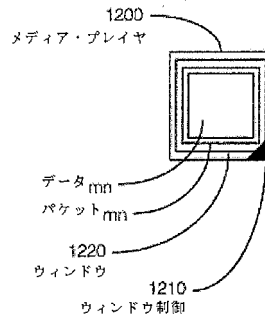
【図 12 d】



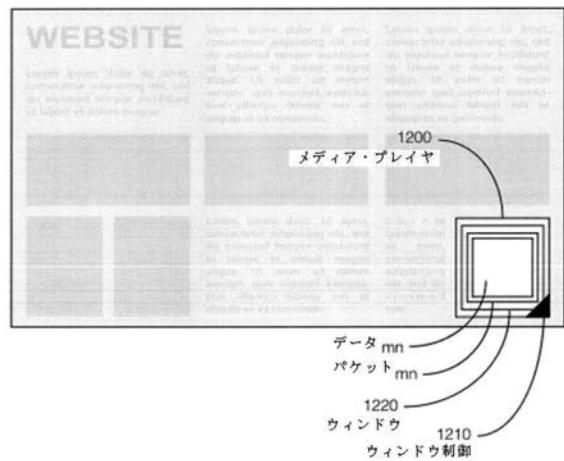
【図 12 e】



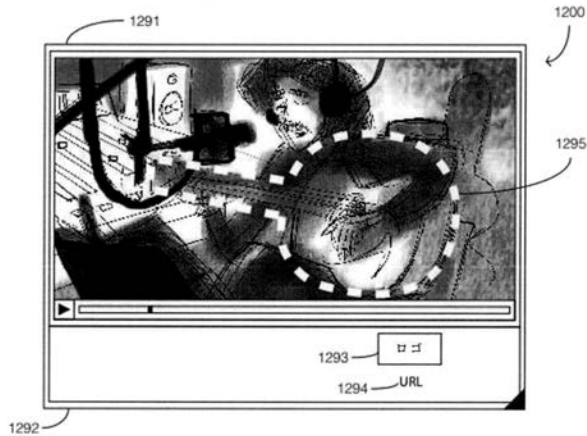
【図 12 f】



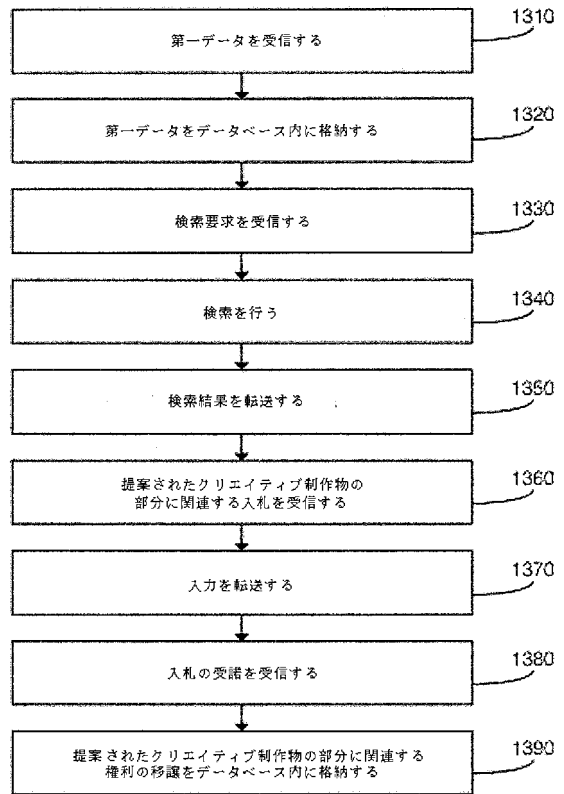
【図 12 g】



【図12h】



【図13】



【手続補正書】

【提出日】平成29年5月16日(2017.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メディア・プレイヤー・インタフェースの提示を促進するためのサーバ処理システムであって、

視聴処理システムから、デジタル映像作品を視聴する要求を受信し、

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部分への権利を保有する前記権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、を含み、

前記当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記1つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムにより提示される、

ように構成される、サーバ処理システム。

【請求項2】

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者が保有する前記デジタル映像作品の前記部分の期間を示す権利データを転送し、前記視聴処理システムは、前記権利データを解釈し、前記権利データにより定められた前記期間により前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内の前記デジタル・オブジェクトを提示する、請求項1に記載のサーバ処理システム。

【請求項 3】

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者と関連する前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第一部分内に提示された前記デジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送し、前記境界線内の前記デジタル映像作品の一部とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトに関して実行されるアクションをもたらす、請求項1または2に記載のサーバ処理システム。

【請求項 4】

実行された前記アクションは、前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内で強調表示されている前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトを含む、請求項3に記載のサーバ処理システム。

【請求項 5】

実行された前記アクションは、前記視聴処理システムを介して前記権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える、請求項3に記載のサーバ処理システム。

【請求項 6】

メディア・プレイヤーの提示を促進するための方法であって、
視聴処理システムから、デジタル映像作品を視聴する要求を受信し、
視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部への権利を保有する前記権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、
を含み、

前記当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記 1 つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムにより提示される、
ことを備える、方法。

【請求項 7】

前記方法は、前記権利保有者が保有する前記デジタル映像作品の前記部分の期間を示す権利データを転送する前記サーバ処理システムを含み、前記視聴処理システムは、前記権利データを解釈し、前記権利データが定める前記期間により前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内に前記デジタル・オブジェクトを提示する、請求項6に記載の方法。

【請求項 8】

前記方法は、前記権利保有者と関連する前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第一部分内に提示された前記デジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送する前記サーバ処理システムを含み、前記境界線内の前記デジタル映像作品の一部とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトに関して実行されるアクションをもたらす、請求項6または7に記載の方法。

【請求項 9】

実行された前記アクションは、前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内で強調表示されている前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトを含む、請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

実行された前記アクションは、前記視聴処理システムを介して前記権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える、請求項8に記載の方法。

【請求項 11】

メディア・プレイヤーの提示を促進するための非一時的なコンピュータ可読媒体であって、サーバ処理システムにより実行されるときに、デジタル映像作品を視聴する要求を視聴処理システムから受信し、

視聴処理システムにより視聴可能なメディア・プレイヤー・インタフェースの提示を有効にし、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、前記視聴処理システムを介して前記デジタル映像作品を提示するように構成され、前記メディア・プレイヤー・インタフェースは、

前記デジタル映像作品を提示するための第一部分、及び

デジタル映像作品の一部分への権利を保有する前記権利保有者と関連したデジタル・オブジェクトを提示するための第二部分、を含み、

前記当事者と関連した前記デジタル映像作品の前記1つ以上の部分が前記デジタル映像作品の再生中に視聴可能であるときに、前記デジタル・オブジェクトは、前記視聴処理システムにより提示される、

ように前記サーバ処理システムを構成する実行可能なインストラクションを含む、非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 12】

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者が保有する前記デジタル映像作品の前記部分の期間を示す権利データを転送するように構成され、前記視聴処理システムは、前記権利データを解釈し、前記権利データにより定められた前記期間により前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内に前記デジタル・オブジェクトを提示する、請求項11に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 13】

前記サーバ処理システムは、前記権利保有者と関連する前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第一部分内に提示された前記デジタル映像作品の境界線を示す境界線データを転送するように構成され、前記境界線内に前記デジタル映像作品の一部分とインタラクトする視聴ユーザへの応答は、前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトに関して実行されるアクションをもたらす、請求項11または12に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 14】

実行された前記アクションは、前記メディア・プレイヤー・インタフェースの前記第二部分内に強調表示されている前記権利保有者の前記デジタル・オブジェクトを含む、請求項13に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 15】

実行された前記アクションは、前記視聴処理システムを介して前記権利保有者と関連したウェブページを提示することを備える、請求項13に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/AU2015/000567
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER G06Q 30/08 (2012.01) G06Q 30/00 (2012.01) G06Q 40/00 (2012.01) G06F 3/0482 (2013.01)		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
EPODOC, TXT, FREE PATENTS ONLINE and GOOGLE SCHOLAR:		
keywords: auction, bid, tender, rights, copyright, intellectual property, entitlement, ownership, transfer, assign, crowd sourcing, crowd funding, capital raising, storyboard, script, pitch, previsualisation, film, movie, media, video, broadcast, proposal, idea, concept, project, scheme, suggestion, plan, player, interface, GUI, portion, part, allocate, section, watermark, mark, label, boundary, border, highlight, time, period, link, website, management, enterprise, meta data, annotation, notation, URL and like terms		
IPC: G06Q 30, G06Q 40, G06F 3, G06Q 10, G06Q 50 and G06Q 90		
EPODOC and Free Patent Online: Applicant/Inventor name search		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Documents are listed in the continuation of Box C		
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "B" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 19 February 2016		Date of mailing of the international search report 18 December 2015
Name and mailing address of the ISA/AU AUSTRALIAN PATENT OFFICE PO BOX 200, WODEN ACT 2606, AUSTRALIA Email address: pct@ipaaustralia.gov.au		Authorised officer Boris Cetinich AUSTRALIAN PATENT OFFICE (ISO 9001 Quality Certified Service) Telephone No. 0399359619

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No.
C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		PCT/AU2015/000567
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	WO 2004/006054 A2 (CAMELIO) 15 January 2004 abstract and pages 15-30	1-25
A	US 2013/0198010 A1 (GASPERONI) 01 August 2013 whole document	1-25
A	WO 2001/016825 A1 (AMERICAN FILM TRUST) 08 March 2001 whole document	1-25
A	WO 2013/173658 A2 (QWIRE HOLDINGS LLC) 21 November 2013 abstract, paragraphs 200-204, 220-233 and figures 16, 18	26-40
A	US 2003/0065642 A1 (ZEE) 03 April 2003 whole document	26-40
A	US 8,086,758 B1 (ALLAN et al.) 27 December 2011 whole document	26-40
A	US 2010/0070522 A1 (NAZAR et al.) 18 March 2010 whole document	26-40
X	WO 2008/021373 A2 (STORYBIDS INC.) 21 February 2008 abstract, paragraphs 78-93 and figures 4-5	41-42
X	US 2008/0007567 A1 (CLATWORTHY et al.) 10 January 2008 abstract, paragraphs 133-137 and 156-159	41-42
A	US 2008/0111816 A1 (ABRAHAM et al.) 15 May 2008 whole document	41-42
Form PCT/ISA/210 (fifth sheet) (July 2009)		

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No. PCT/AU2015/000567

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
the subject matter listed in Rule 39 on which, under Article 17(2)(a)(i), an international search is not required to be carried out, including
2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a)

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

See Supplemental Box for Details

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT	International application No. PCT/AU2015/000567
Supplemental Box	
<p>Continuation of: Box III</p> <p>This International Application does not comply with the requirements of unity of invention because it does not relate to one invention or to a group of inventions so linked as to form a single general inventive concept.</p> <p>This Authority has found that there are different inventions based on the following features that separate the claims into distinct groups:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Claims 1-25 are directed towards a system for facilitating transfer of rights. The feature of "receive a bid to purchase the rights associated with at least some of the one or more portions of proposed creative productions" comprises the first distinguishing feature, • Claims 26-40 are directed towards a system for facilitating presentation of media player interface. The feature of "the digital object is presented by the viewing processing system when the one or more portions of the digital moving visual work associated with the party are visible during playback of the digital moving visual work" comprises the second distinguishing feature, and • Claims 41-42 are directed towards a method of determining production attributes for a creative production work. The feature of "storing the at least one digital media file representing the previsualisation and the at least one preferred attribute together with an association to the previsualisation" comprises the third distinguishing feature. <p>PCT Rule 13.2, first sentence, states that unity of invention is only fulfilled when there is a technical relationship among the claimed inventions involving one or more of the same or corresponding special technical features. PCT Rule 13.2, second sentence, defines a special technical feature as a feature which makes a contribution over the prior art.</p> <p>When there is no special technical feature common to all the claimed inventions there is no unity of invention.</p> <p>In the above groups of claims, the identified features may have the potential to make a contribution over the prior art but are not common to all the claimed inventions and therefore cannot provide the required technical relationship. Therefore there is no special technical feature common to all the claimed inventions and the requirements for unity of invention are consequently not satisfied <i>a priori</i>.</p>	
Form PCT/ISA/210 (Supplemental Box) (July 2009)	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No.	
Information on patent family members		PCT/AU2015/000567	
This Annex lists known patent family members relating to the patent documents cited in the above-mentioned international search report. The Australian Patent Office is in no way liable for these particulars which are merely given for the purpose of information.			
Patent Document/s Cited in Search Report		Patent Family Member/s	
Publication Number	Publication Date	Publication Number	Publication Date
WO 2004/006054 A2	15 January 2004	WO 2004006054 A2	15 Jan 2004
		AU 2003248784 A1	23 Jan 2004
		EP 1573456 A2	14 Sep 2005
		US 2004015427 A1	22 Jan 2004
		US 7885887 B2	08 Feb 2011
		US 2011167005 A1	07 Jul 2011
		US 2013046566 A1	21 Feb 2013
		US 2014058892 A1	27 Feb 2014
		US 2015066675 A1	05 Mar 2015
US 2013/0198010 A1	01 August 2013	US 2013198010 A1	01 Aug 2013
WO 2001/016825 A1	08 March 2001	WO 0116825 A1	08 Mar 2001
		AU 5902100 A	26 Mar 2001
		US 6792411 B1	14 Sep 2004
		US 2004260575 A1	23 Dec 2004
WO 2013/173658 A2	21 November 2013	WO 2013173658 A2	21 Nov 2013
		US 2014233918 A1	21 Aug 2014
		US 8867905 B2	21 Oct 2014
		US 2014328577 A1	06 Nov 2014
		US 9025938 B2	05 May 2015
		US 2014328571 A1	06 Nov 2014
		US 9070415 B2	30 Jun 2015
US 2003/0065642 A1	03 April 2003	US 2003065642 A1	03 Apr 2003
		US 7856414 B2	21 Dec 2010
		AU 2002242547 A1	15 Oct 2002
		CA 2479755 A1	10 Oct 2002
		CN 1682221 A	12 Oct 2005
		GB 2405243 A	23 Feb 2005
		US 2002178015 A1	28 Nov 2002
		US 7194490 B2	20 Mar 2007
		US 2011119097 A1	19 May 2011
		US 2011119165 A1	19 May 2011
		WO 02080050 A2	10 Oct 2002
US 8,086,758 B1	27 December 2011	US 8086758 B1	27 Dec 2011
Due to data integration issues this family listing may not include 10 digit Australian applications filed since May 2001. Form PCT/ISA/210 (Family Annex)(July 2009)			

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No.	
Information on patent family members		PCT/AU2015/000567	
This Annex lists known patent family members relating to the patent documents cited in the above-mentioned international search report. The Australian Patent Office is in no way liable for these particulars which are merely given for the purpose of information.			
Patent Document/s Cited in Search Report		Patent Family Member/s	
Publication Number	Publication Date	Publication Number	Publication Date
US 2010/0070522 A1	18 March 2010	US 2010070522 A1	18 Mar 2010
		US 9075963 B2	07 Jul 2015
		US 2015310572 A1	29 Oct 2015
WO 2008/021373 A2	21 February 2008	WO 2008021373 A2	21 Feb 2008
		US 2008071594 A1	20 Mar 2008
US 2008/0007567 A1	10 January 2008	US 2008007567 A1	10 Jan 2008
		US 2007146360 A1	28 Jun 2007
		US 2007147654 A1	28 Jun 2007
		WO 2007111707 A2	04 Oct 2007
US 2008/0111816 A1	15 May 2008	US 2008111816 A1	15 May 2008
		US 7656402 B2	02 Feb 2010
		CN 101595510 A	02 Dec 2009
		CN 103038780 A	10 Apr 2013
		EP 2089854 A2	19 Aug 2009
		EP 2543000 A1	09 Jan 2013
		JP 2010510587 A	02 Apr 2010
		KR 20130067245 A	21 Jun 2013
		RU 2012142114 A	10 Apr 2014
		US 2010110073 A1	06 May 2010
		US 2010157021 A1	24 Jun 2010
		WO 2008061191 A2	22 May 2008
		WO 2011109742 A1	09 Sep 2011
End of Annex			
Due to data integration issues this family listing may not include 10 digit Australian applications filed since May 2001. Form PCT/ISA/210 (Family Annex)(July 2009)			

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(72)発明者 クラウディウスズ・ズビグニエフ・ドゥルリク
オーストラリア・ニュー・サウス・ウェールズ・2010・サリー・ヒルズ・キパックス・ストリート・64-76・スイート・404内

Fターム(参考) 5L049 BB73 CC16

【要約の続き】

ら受信し、権利保有者から入札する当事者へ作品のそれぞれの1つ以上の部分の権利の移譲を示す移譲された権利データをデータベース内に格納し、入札する当事者が購入された権利に従い制作されるときに作品のそれぞれの1つ以上の部分の提示または放送を制御することが可能であるように構成される。